

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
大正十年十二月二十日發行(毎月一回廿日發行)

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
大正十年十二月二十日發行(毎月一回廿日發行)



目 要

- パンを求むるために監獄へ..... 卷 頭 言
- 握力と犯罪..... 文學士 寺 田 精 一
- 予の見たる獨逸の監獄..... 司法省參事官 三 宅 正 太 郎
- 監獄工業の進展..... 典 獄 寺 崎 勝 治
- 酒談茶話..... 五 羊 生

監獄協會雜誌

第參拾四卷
第十二號

日本法政新誌

第十八卷 第二十二號

—(第九百九十九號)—

論說	管理敵國私有財產處理令論……法學士 石原雅二郎
哲學	哲學は實際的である(承前完)……文學士 佐佐木英夫
獎勵	我國農村問題の經濟的觀察 日本大學法學士 井關孝雄
講演	社會階級の對立……文學士 綿貫哲雄
神社	神社も宗教か……高島米峰
質疑應答	取締役は支配人を兼ねる事を得るか……辯護士 花村四郎
寄書欄	日本に於ける社會主義運動の發達(承前完) 社會科學生 淺野研眞
國家試驗模範答案	判檢事登用試驗民事訴訟法答案……次席及第者 古野德
辯護士試驗國際公法答案	……次席及第者 橫田長次郎
辯護士試驗民法答案	……及第者 天津博
辯護士試驗民法答案	……及第者 永田菊四郎
漫筆	年末の寢言……門外漢 判例要旨(大審院民事部判例) 雜纂 教員檢定試驗問題(借地借家調定法案)和議法案(農會法の改正案)行刑管學 日本大事記(全) 各名大學專門學校學生聯合會大會(會員消息)社會學會記事(日本大學冬期講習會)

日本法政學會發行

(定價一冊四拾錢稅壹錢五厘)



監獄協會雜誌

—第三十四卷 第十二號—

パンを求むるために監獄へ

「……彼等は何れも同じ刑罰を受けてゐる。勿論刑期には相違があるが、その相違までも知れたものである。併し同じ犯罪の間にある相違に至つては、殆ど數へ上げる事も出来ない。性質だけでも相違がある。併しかう云ふ相違は免れ得ないもの、解決のつかない問題——囚を自棄するやうなものだとして置かう。假令この不公平がないとしても、他の相違——刑罰の結果に其しい相違がある。入獄してから蠟燭のやうに瘠せ衰へて行く人間があるかと思へば、一方には入獄する迄こんな愉快な生活や、こんな大膽な人達の俱樂部が、この世界に存在してゐることを知らなかつたやうな人間もある。こんな人間も監獄に來るのだ。例へば良心もあり教育もあり情もあるやうな人物である。心の痛みは有ゆる刑罰よりも彼を苦しめるだらう。彼は自分自身で自分の犯罪に對して、怖しい法律以上に苛酷な判決を與へるだらう。而も彼は入獄中自分の犯罪を一度も反省する事のない人々と同列に置かれてゐるのだ。かう云ふ罪人は自分を潔白なものさへ思つてゐる。また懲役に來る爲に——監獄生活より遙かに苦しい自由の世界から脱かれる爲に、故意に罪惡を犯すやうな人間もある。彼等は社會で極端に慘めな生活を送つてゐた。腹一杯に食つた事は一度もなかつた。朝から晩まで主人のために働いてゐた。併し監獄の勞役は家にゐるより餘程樂だ。今まで味つたこともないやうなパンを十分にあげられる。祭日には肉も出るし、食物もあり、小遣錢を稼ぐ事も出来る。併し獄内の交際は何うだらう。囚人たちは狡猾で、敏捷で何も彼も知り抜いてゐる。彼は驚異の眼を見張つて、自分の仲間を見てゐるばかりだ。彼は嘗てかう云ふ人達を見たことがない。そして世界に唯一の卓越した社會だと思ふのだ。かう云ふ二種類の囚人に對して刑罰が同一の結果を齎すことであらうか。

——ドストイエフスキ「死人の家」より——

監獄協會誌 第三十四卷第十一號

パン求むるために監獄へ……………(卷頭)

歳晩の辭……………(四)

監獄工業の進展……………典獄寺崎勝治……………(六)

握力と犯罪……………文學士寺田精一……………(二)

予の見たる獨逸の監獄……………司法省參事官三宅正太郎……………(一六)

世間相……………(三〇)

酒談茶話……………五羊吏……………(四)

努力の倫理的價值……………伯水正英……………(三)

夜間工場作業の狀況……………(四)

大正十年九月監獄統計……………(四)

偶感數則……………井上榮次……………(五)

通牒……………釋神異常其他ノ兇惡囚取扱方注意ノ件等

彙報……………司法省官制中改正ノ件等

會報……………表彰金贈與等ノ件

歳晩の辭

歳華流るゝが如く辛酉の年も茲に全く盡きんとして内外多事國策の轉た繁雜なるを覺ゆ。

願れば世界の大戦既に終りを告げてより三年戦後の經營に屬する喫緊なる國家的設備、世界の大勢に順應すべき社會的副業に至りては未だ全く見るべきものあらずして、而も大戦の餘波は依然として洶湧し、世相動もすれば險惡に赴き、勞資の衝突あり、貧富の軋轢あり、思想の混亂あり、道義は正に地を拂はんとして精神界物質界共に混沌たる状態を持續し、外には國際聯盟太平洋會議等國運の休戚をトすべき會議は未だ容易に安危を計り難き傾向にあり、其在朝と在野とを問はず治者と被治者とを論せず各其任務と職責とを思ひ國家社會の福祉を増進するに付一段の覺悟を必要とすべきは當然なり。

更に監獄界に於ける既往一年間の獄政に就ては、特に細筆大書すべきものなく、行刑事務に關する諸種の設備は漸次に進捗して改良に向ひ、斯界の不祥事たる破獄逃走の如きは前年に比して大差なく稍樂觀に値ひすべきものありと云

ふべし。

只茲に十餘年一日の如く監獄事業の改良發達に盡瘁せられたる斯界のオーソリチーたる谷田監獄局長が大阪控訴院長に轉任せられたるは吾人同士の尤も遺憾とするところなりしと雖も新に頭腦明晰にして英才深智に富み殊に參事官として多年斯界に努力せられたる山岡博士の局長に就任せられたるは吾人同士が又深く歡喜するところなると共に院長に榮轉せられたる谷田氏に對する嘖々たる名聲は早く既に關西の司法界を風靡せる旨の報道に接し深く本會顧問として同氏の前途を祝福せざるを得ず。

降て本會の事務に就ては徒に計畫多くして實行それに伴はず更に報聞に値ひするものなく雜誌の形式並に實質に就ても春來大に意を用ひつゝありと雖も未だ理想の一端だも表現するに至らず、其他協會の基礎を確固にし會員の慰安救済に關する大なる設備を劃策せるが如きも未だ公表の時期に達せざるを憾とす而して此事たる經濟的事情の一面に伴ふあり、他面には施設機關の完成に至らざるもの存するが故に、特に會員諸君の同情と共鳴とを得、更に心意を刷新して新春の誌上に於て最善を盡し以て斯界に貢獻せんことを期するにあり、時下近寒邦家の爲め會員諸君の自愛を祈り茲に歳末の辭を述ぶると云爾。

監獄工業の進展 (承前)

典獄 寺 崎 勝 治

(四)

公企業の一は國家の企業である、一は公共團體の企業である、公企業は營利的事業でありとするも國家事業である以上は公安公益を無視することは出来ないものである。而して現代に於ける企業の國營化、市營化の原因は左の如くである。

- (1) 財政上の理由 即ち納稅者を苦しめずして年々増大する經費を支出し得る新財源を發見する必要があるからである。
 - (2) 社會上の理由 即ち資本主義に對する敵對行爲として——大會社の利益及配當は人民から獲得したものであるから、正に人民に歸るべきものである。故に國家が人民の代表者として營利的事業を營むのが一番確實だと云ふ理由である。
 - (3) 政治上の理由 即ち政府の勢力扶殖——選舉人を得るための勢力範圍の擴張である、佛國の鐵道従業員三十萬人の投票を利用するが如きは其の著例である。
- 公企業は一の國家的事業であるからして國民の日常生活に不良なる影響を及ぼすことを避けねばならぬ。

第一 生産の多量なること、工場工業、機械工業は多量生産を意味するものである、多量の生産あるも多量の販路がなければ生産過多の結果價格は下落するのである。故に生産大と、市場大とが備はらなければならぬ。

第二 生産費の少いこと、安價なる場所に工場を設け、安價に原料を買入れ、熟練の職工に依り完全なる機械を以て製造した物品を有利なる場所に賣出すことに依つて、最少の勞費を以て最大の結果を收むることが出来る。

第三 生産の種類が多いこと、多量の生産も其の種類が少いときは多數の欲望を充足することは出来ない、要するに各階級の需用を充たすことが必要である。

第四 外國品に比し優秀なること、品が良くて、値が安ければ外國品に競争し得るは勿論である。

第五 販路確實なること、販路不確實なるものは需用が確實ならず、従つて生産を不確實ならしめるのである。

第六 賃金及原料の價格の變動が少いこと、賃金の變動甚しきものは生産費の豫定確實ならず、従つて製品の價格も變動する、原料の價格の變動も同様である。

第七 企業家及労働者の保障、企業家が信用なく、地位も認められざるに於ては工業の隆盛を見ることは出来ない、労働者も適當の保護を得ざれば其の業に安んじないのである。

以上は工業の國民經濟に良好なる影響を及ぼす條件の主なるものである。

(五)

(A) 監獄工業の機械化——生産の多量、生産の容易、生産の良好を期するため、器具を使用し、機械を運用し

技術を應用するの必要が起つたのである。最初は人力に依りて器具を使用し近頃は汽力電力に依つて機械を運轉するやうになつた。即ち動力を起すために發動機、動力を傳ふるため帶革、電線、直接に作業を爲すため作業機があつて多量の生産が出来るのである。機械の特色は産額の増加、品質の良好、品物の均一、價格の低廉、完成の迅速等にして美妙の仕事、複雑の仕事、販路狭少、資本の不足、賃金の低廉なる場合は機械の使用を許さざるものである。

(B) 監獄工業の企業化、自己の計算を以て營利を目的とする所の經營を企業と云ふのである。而して企業家は損益を自己に於て負擔するものなるから、生産上の危険も經濟上の危険も併せて負擔しなければならぬ。それ故に學者は此の二つの危険を負ふものを完全企業と名け、生産上の危険のみを負ふものを不完全企業と稱するのである。企業家は市場に於ける需用を豫測して見込を立てて其の準備を爲し其の準備を整へて事業を指揮命令し其の生産を適當の場所、時期に分配するの任務を有つて居るのである。

(C) 監獄工業の分業化(技術的分業化)、分業は廣義の協力である、或仕事を分割し其の各部分を擔任して之れを完成し、終に合成歸一するのである。分業は種々の分類があるけれども社會的分業と技術的分業が最も重要な意義を有つて居るのである。社會上の分業は經濟組織の分化である、技術的分業は技術的分擔である、一人にて爲したる仕事を數人にて分擔し或は機械が分擔するのである、即ち一人と人との勞働技術の分擔である、一は人の働くべき處を機械が代つて働き、漸次人力の機械化が行はれて人と機械との分業となるのである。

(六)

工場の科學的管理、工場を科學的に管理すると云ふことは「フレデリック、キンズロー、テラー」の創造に

係るものである、或は能率増進、能率方法、無駄を省く法、標準實行の工學、生産工學、實務の治療と名けられて居る。

一、個別化 能率の増進は個人の能力を利用するにあるを以て仕事高は個人の仕事高の總計である、故に個人を基準としなければならぬ。

二、組織化 仕事を分折して個人に適應するやうに組み立て其の天才、性能を十分に伸ばさせるのである、さうして監督者、従業者、教育者と云ふやうに仕事を分擔させて組織的、機能的にするのである。

三、標準化 仕事を分折し總合して實施標準を作ること、即ち仕事の標準化である、器具、機械にも一定の標準を立てて人が代つても用具を代へても習慣を換へなくて良いやうにしなければならぬ、それから出來高、出來榮えも標準化することが必要である、「エマソン」の所謂條件の標準化、操作の標準化である。

四、仕事の記録 精確なる記録を公示し自己の過去の記録と競争をさせるのである、他人との間に競争させるに優越するの工夫を爲さず、人を陥れることを考へたり、或は天才的人と競争して自棄になつたりするのである、「エマソン」の所謂、直接の記録である。

五、「プログラム」仕事の順序方法が一定して其の仕方に服従して作業するのである、結局は一の標準に遵由して之れに忠實になることである。

六、獎勵 從來恐怖、強迫、處罰、賃金を以て唯一の獎勵法と思惟したのである。然るに近來は忠實、協同創造、「誇り」(一般の認識)と云ふことを獎勵方法として行はれるやうになつたのである。

七、休養 仕事の力が減じ、仕事の高が減じた状態を疲労と云ふのである。休養は疲労恢復の方法である。酸素供給、食物の給與、深い睡眠は休息と共に一の休養にして又疲労の除去方法である。

監獄工業も亦科學的に工場を管理して能率を増進することを努めなければならぬことは勿論である。

(七)

- 1 國家の企業は豊富なる資本を有するが故に大規模の事業を起して小工業を壓倒するが如き所謂資本主義的弊害を醸成することを憂ふるものがあるだらうが、何事も豫算に制せらるゝを以て此の點の調節は極めて容易である、監獄工業も一の官業である、國家の企業であるから此の點に關する注意が肝要である。
- 2 監獄工業に依る生産——而かも大量販賣——大量生産が特種階級又は富者階級に利便にして其の以外の階級の需用を充足しないばかりでなく、却て之れに對する供給を妨ぐるやうなことになるならば——社會政策的施設の破壊を恐るゝものがあるだらうが、公企業たる監獄工業は此の點に留意する必要があるは勿論、社會政策的施設を助長する態度を採るのが至當であると思ふ。
- 3 監獄工業は生産的危険、營利的危険を併せて負擔する所謂完全企業たることを得るや否や、其の能力を疑ふものがあるだらうが、豫想通り生産し得るや否や、見込通り販賣し得るや否や、消費者の心理は豫想通りなりや否や、購買力は豫想通りなりや否や、如此商機、商略に通曉するには商業化の色彩を濃厚にしなければならぬ、併しながら遠き未來は格別、近き將來に於ては之れに當る人物を得ることが困難である。故に監獄工業の企業化も亦之れに制せられるは己むを得ぬのである。
- 4 出獄後に於て機械工場、大工場の労働者として職業を選択することが出来るだらうか、受刑者の性能、習得期間等に依り一樣に論ずることは出来ないけれども、手工業、家内工業に優ることは甚大であらうと思はれる、要するに職業的教養——出獄後に於ける職業選擇——經濟組織の背景——國民の負擔(監獄經費の負擔)輕減から考察して監獄工業の刷新を斯行するは至當の措置であらうと思ふ。(完)

握力と犯罪

文學士 寺田精 一

犯罪は人間の行爲である、人格の一面の現はれである、假令それが不健全なる人格であるにせよ。従つて犯罪といふ一つの行爲は、何時も其の行爲者の人格といふものを背景に持つて居る。この意味で、犯罪行爲そのものは、極めて一面的な又時に極めて一時的な或は偶發的な現はれであるにせよ、其の背景となつて居る人格の何等かの反映として見る事が出来る。尙これを反面からいふならば、人格を構成して居る或特殊なものを捕へて見ても、吾々は犯罪行爲そのものと頗る密接な關係に存して居ることを發見することが少くない。

私は、右に述べるやうな點から、犯罪者の握力を調査して、色々考へしめられた事實を得たのである。これが調査には用手握力計——楕圓形をなせる可捻性鋼鐵で作られ、掌中に握りて壓し、かくて加へられた掌握の筋力は、最高點に至つて停止するやうに作られた指針で知ることが出来るやうになつて居る——を用ひ、窃盜犯者百六十六人、詐欺犯者五十九人、横領犯者五十七人、賭博犯者五十二人を被裁者として行つた。

實驗の結果は、次のやうな割合となつた。即ち各罪質によつて區別し、その各の平均力の量を求めたので

ある。

犯罪の種類	左手の力	右手の力	両手平均の力
窃盗犯者	三〇・三	三六・三	三三・三五
詐欺犯者	二九・八	三四・〇	三一・九〇
横領犯者	三〇・五	三四・〇	三二・二五
賭博犯者	二五・四	二八・〇	二六・七〇

詐欺犯者と横領犯者と全く同じく、賭博犯者が最も劣つて居る。次に左手と右手とが、その握力の差違を最も著しくして居るのは、窃盗犯者であつて、其の最も少いのが賭博犯者である。而して四つの罪質の中、左手と右手との力の相違を最も類した關係に有して居るものは、詐欺犯者と横領犯罪とであつて、両者は殆んど等しいといふてもよい位である。

三

但し右のやうな結果を考察するには、先づ各罪質のものの年齢を注意しなければならない。いふまでもなく吾々の年齢は筋肉の強弱に少からぬ關係を有して居るからである。そこで私が被験者として用ひた各罪質者の平均年齢を見ると、次表のやうな結果になつて居て、相當に著しい差違が現はれて居る。

罪質別	平均年齢
窃盗犯者	三〇・三歳

即ちこれで以て見ると、窃盗犯者の年齢が最も若くて、賭博犯者が最も長じて居り、詐欺犯者と横領犯者とは、殆んど相等しい關係を示して居る。これを上述した握力の強弱と對照せしめると、最も握力の強かつた窃盗

詐欺犯者	三一・三歳
横領犯者	三一・五歳
賭博犯者	四〇・一歳

犯者が最も若くて、握力の最も弱かつた賭博犯者が最も年齢に於て長じて居たのである。そればかりでなく最も類した握力の強さを持つた詐欺犯者と横領犯者とは、其の年齢に於ても、亦最も相類したものであつた。従つて前に掲げたやうな握力上の特徴は、最も多くこの年齢なる條件によつて支配されて居ると見なければならぬ。

四

けれども各罪質者の生活状態をも亦等閑視することは出来ない。即ち賭博犯罪は、一般に他の罪質のものに比較して、遊惰に耽り勝ちなものに富んで居る。従つて其の握力が他の罪質者に見られる程な發達をして居ないことにも、注意せしめられる。

若し單純に年齢の關係が、筋力に絶對的の關係を有するものであるならば、少くも丁年者以上では年齢の若いもの程筋力が強くなければならない。けれども事實は、必ずしもさうではない。即ち私の調査した詐欺犯者と横領犯者とを比較すると、其の平均年齢は前者が三一・三歳であるのに、後者が三一・五歳であつて、詐欺犯者の方が稍若いことになる。然るに他方の握力の方を見ると、年齢が若くて力の強かるべき詐欺犯者の平均握力が三一・九であるのに、年齢の稍長じて幾分力の弱かるべき横領犯者の平均握力が三二・二五となつて、明瞭に上述の想像的事實に反對した結果を示して居る。故に年齢の老若といふ條件は握力の強弱に有力な條件とはなるけれども、而も絶對的の條件として認めることは出来ないものである。

そこで残るところは、矢張り彼等の生活關係の條件である。かくて賭博犯者が比較的に筋肉勞働を厭つて居るものが多い爲めに、其の他の罪質のものよりも握力の弱いといふことに、幾分の意味が附加されて來る。

これを一層明かならしめるものは詐欺犯者であつて、それは賭博犯者に次いで握力の弱いものであるのに、年齢は却つて横領犯者などよりも若くなつて居る。而して詐欺を試みるものも、其の多くは特殊な詐購を以て他人の財物を犯さうとするものであるから、其の詐欺として現はれた行爲は數に於て多くなくとも、筋肉勞働の苦痛を避けやうとする傾向のもの少くないのは、蓋し想像に餘りあることである。而して窃盜犯者にも、筋肉勞働を厭ふものは少くないけれども、尙彼等の中には筋肉勞働を以て生活して居たものが最も多いのは、いふまでもないことであるが、事實上彼等は他の罪質のものに比較して、最も強い握力の所有者であつた。

更に窃盜犯者が、筋肉勞働、假令それは固着的に一つの仕事に従つて居るでなくとも、何等かの勞働に従事して居たものの多いことを、上の握力から推察することが出来る。今各罪質者の左手と右手との握力の相違を見るに、賭博犯者は三・〇六で最も僅少な差を有し、次に横領犯者は三・五で二位を占め、詐欺犯者は四・二でこれに次ぎ、最後に窃盜犯者は六・一で最も大きな差を有して居る。而して筋肉勞働は、兩手を均一に使用することは殆んど不可能であつて、大凡如何なる作業であつても、一方をよりよく使用する。その結果筋肉勞働に親しむものは、自然一方の手、殊に右手利きの多い常として、右の手の筋力を發達せしめる傾向がある。この事實を、上の窃盜者が左手と右手とに於て、其の握力を最も多く相違せしめて居る事實と對照するならば、他の罪質のものよりも、比較的筋肉勞働に親しんだ生活をして居るものが多しであらうと推察することが出来るのである。

五

かくて握力と犯罪とが、各それ自體に於て關係して居るとは勿論いはれない。けれども犯罪が人格の一面の

發現であり、個人の生活の一反映でもあることから、自然相當に興味ある事實を提供するのである。これを見て、犯罪の研究が、具體的な一つの行爲として考へられる場合には、それが程度の相違こそあれ、人格の如何なる方面に涉つても何等かの注意すべき事實を關係せしめて示して居るのである。それだけに、この研究は周密な態度を以て臨まれねばならないのである。(完)

精神病學大家から

非難された『近代美術』

▲紐育のメトロポリタン美術館では先頃同國 配布され、他の一つは四人の精神病の大家にある後期印象派以後の美術品を集めて、よつて精神病學の方面から非難された、前者所謂『近代美術』の展覽會を行つた、出品されたはこれの作品を精神的及び道德的缺陷を示すた美術品の所有者は、グアンダビルト夫人、さるの不安定の勞作であるとし、其原因は 牧師席に据ゑるのと同様である之等の近代美術品は、ハットツトニー夫人、イースターフィールド氏 次の三點に歸着すべきだと言つてゐる、(一) 術は誤り費された生活の織り切である。

▲又言ふ「彼等の作品を見るに、彼等の頭腦は破壊せんとするホルシエヰキの哲の錯亂してゐる事を現はしてゐる、彼等の作派、立體派、象徴派、原始派等を違率する人々 學を美術に應用せるもの(二) 悪魔又は醜の神品を美術品といふべく、精神病院に於る患である、既に吾が國に知られてゐる物も少く を崇拜する人間の貧愁心、(三) 精神錯亂、以者の繪畫的傾向を持てゐる者の作品の方がよいが、此展覽會が同國にて大なる社會的困難を喚び起したのは一奇である。

▲同展覽會の作品を非難したものは一つは小 ▲他の非難者の一組は前大統領ウイルソン氏 其の又傍の象はまた家よりも大きい、之等の冊子の形をとり、無名の記者の手によつて廣く 診察した脳神經病學の大家フラス、ダー 作品は確に精神錯亂者の繪である。(萬朝報)

予の見たる獨逸の監獄

— 附戰禍傷ましき歐州の天地 —

司法有參事官
兼外務省事務官

三宅 正太郎

私が歐羅巴へ參つたのは、外務省の用で參つたので、司法省から遣はされたのではないのであります。隨て彼地で、やつた仕事も主として外務省の仕事であつて、元來申しますればこちらの畑ではないのでありますから、別段御土産話も無い譯であります。所が幸ひ彼の地へ參りまして、初め巴里に三月ばかり居ります中に

獨逸の東の方に「人民投票」

の區域が出来まして、其處へ聯合各國から委員を派して行政を執ることになつたのであります。御承知の通り獨逸の東の方では「人民投票」の終る迄は其土地が波蘭へ行くのか、獨逸へ行くのか分らぬので、

その終る迄は獨逸の物でもなく又波蘭の物でもなく、中立的行政地域として置かなければ公平な人民投票が出来ませぬから、吾々聯合國の連中が人民投票區域を聯合國協定の下に置いたのであります。隨てそれ〴〵行政事務を各國で分擔するやうになつたのであります。マルウエルの人民區域と云ふのは日本で言ふと縣を二つ併せたよりも小さいやうでありすけれども、交通上樞要の地でありまして、北は有名なダンチヒの港で、南は波蘭のワルソーに通ずる道路になつて居りますが、そこに在るビケチラと云ふ河は國際河川で最も有名なものであります。此處は交通の點から言つても有名でありますし、又農産

物も澤山出来る豊穰な土地であるから、此所を獨逸でも離したくない、波蘭でも欲しいと云ふ所から競争が激甚でありました。先づ行政事務は内務部と運輸交通部とそれから財政部、司法部の四つに分けて、

地域内の監獄を視察

虐待する形跡がありますから、之を公平に監督するは波蘭人が如何に待遇されて居るか云ふことを見なければならぬと思ひましたから

内務部は伊太利が受持ち、交通運輸に關する分は英吉利で、財政は佛蘭西が受持つて、司法は日本が受持つことになりました。日本の司法を受持つに付て、當時私の外にこちらから行つて居る人が無かつたので私が其方へ行くやうになりまして、マヌウエルの人民投票區域に於て司法事務を執ることになつたのであります。詰り向ふの役人を監督して波蘭人と獨逸人の間に不公平な待遇をさせぬと云ふことをやるのであります。さう云ふ關係から私がマヌウエルへ行つて一番心配でありましたのは、人民投票の上にな不正な事があつては折角の投票も公平を缺くやうなことになるから、此點を非常に氣遣つたのであります。從來波蘭は國を成して居なかつた所で、土地は獨逸の物であつたから、兎角獨逸人が波蘭人を

したのであります。監獄は大小悉く視ました、マヌウエルの人民投票區域内に在る監獄は殆ど視ない所はないのであります。故に私は監獄事務に付ては唯今迄何等經驗も亦知識も無い者でありますけれどもそれを見物致した爲めに幾らか視た丈の事に就て諸君に御話が出来るのであります。或は見當違ひの觀察であるかも知れませぬが、一と通り申上げて見やうと思ひます。從來日本から彼地へ行つた方の監獄に對する御土産話は向ふの極めて良い監獄の話のやうであります。私の少し風變りの田舎の監獄を見たのでありますから、良い監獄も悪い監獄もありますので、偽りのない所を申上げやうと思ひます。併し悪い監獄の話も聞いても役に立たぬと仰しやればそれ迄でありますけれども、實際の話に致さ

うと思ひます。私は不幸にも東京以外に任地を持たぬ者でありましたから、地方の監獄を參觀する機会が無かつたのであります。日本に於て良い監獄は何所、悪い監獄は何所と云ふことを知りませぬ故に、西洋の監獄に就て御話を申し上げることに付て、日本の事情を知らぬと言つてお笑ひのないやうに願ひます。今御話をした通りにマウエルの人民投票地域内には五年以下の禁錮に處せられた者の居る監獄があります。又長期の囚人を容れる監獄は川向ふになつて居ります。是は私共の區域でないから見るこゝが出来なかつたのであります。そこで此マウエルの區域に於て大きな監獄はグフェンスであります。此監獄は千九百十三年、丁度戦争前に出来上つたのであります。此監獄に就いて向ふの検事長の言はるゝは至れり盡せりであるから貴方がたが見たら喫驚するだらうと云ふ話でありましたが、行つて

見た所が別に喫驚する程

のもではく、規模も小さく、目を驚かすやうなもの

か居りませぬ、又帶劔杯もやつて居ない、極めて暢氣なものであります。作業としては何をやるかと云ふと、彼地では労働組合が非常に宜しいから監獄の中で營利的の作業をさせることは困難であつて、少し何かするこゝ

労働組合から苦情が出る

ので逆も出来ない、故にどんなに完備した監獄でもやつて居る仕事は豚を飼ふこと、薪を割ること位のものであります。手工と云ふものは無い、況や複雑な工業杯に従事して居る者は無いのであります。それだけ立派な建物を持つて居りながら、作業の極めて幼稚なのは、一方労働組合が喧しい、所謂掣肘があるからではないかと思ふのであります。看守の人数——日本の看守の人数は知りませぬけれども、私の見る所では彼地の看守の人数は極めて少ないやうに思ひます、それから監獄の役人の中には必ず舊教と新教の教師が居つて親切に教誨をやつて居ります。教誨室も相當設備の出来た立派な物があります。唯

ではなかつたのであります。併し其位置は極めて好い所で、人口二千位ある都會の少し離れた所の高臺で、出来たばかりでありますから、見た所極めて奇麗な建物であります。十字形になつて、三階であり、各監房は皆獨房で廊下は鐵で出来て居ります。中央に看守する所が出来て居るのは普通の監獄と同様であります。それから屋根が硝子張であるから非常に明るく全然白晝のやうであつて、獨房の中には囚人の持つて居る日用品——齒磨や洗面器のやうな物が中に入れて在りますが、斯う云ふ物を入れて置いて自殺するとか、物を傷けるやうな危険な事が無いかと云ふと、無いと言つて居ります。斯う云ふ物を入れて置いて危険であると云ふことすらも向ふの人は考へて居ない、日本人と西洋人との生活状態が此邊でも餘程遠ふやうに感じたのであります。それから又外役をするに付ても大勢の人が付いて居ない大勢の囚人がゴチャ混ぜになつて、限られた場所の中で新割をして居りますが、其中に看守が二人位し

驚くべきは監獄官吏の邸宅が極めて宏壯であつて、監獄の敷地もさう廣いとは思はぬけれども随分廣い敷地を取つて住んで居ります。一體プロシヤと云ふ所は官吏萬能主義の所であつて、所謂軍閥官僚と言ふと、プロイセンと云ふ言が、代名詞のやうに言はれて居る所であるから、斯う云ふ人々は非常に贅澤をして居るのであります。それからスチームの監獄が其中で一番立派な監獄であります、それを參觀して失笑を禁じ得なかつたのであります。大分誇つて居るやうでありましたが、此位の物なら日本には何處にもある、日本では電燈の球を造る監獄があると言つたら、さう云ふ事迄やつて居るかと言つて向ふで驚いて居りました。私は曾て巢鴨監獄で電燈の球を拵へて居つた囚人を見たことがありましたから其事の話をしたのであります。斯様な譯で少しも感服しなかつたのであります。それから此外に各區裁判所の所在地に監獄がありまして、それには長期囚は容れませぬけれども、監獄としての用を爲して居

— 20 —
 るのでありますが一般に田舎の監獄は實に不潔なものであります——マルウエルの監獄の如きも十六世紀の時に獨逸の騎士——侍が東の方の土地を開拓して宗教を弘めたと云ふ、其當時の煉瓦で造つた大きな城の一部分で、日光の通らぬ

昔からの監獄であつた

らしい部屋へ這入つて、塔を螺旋に上つて行くところ——監房があつて、其所に二三人づゝ這入つて居る、着物も着た迄で日光の通はぬ、それに非常に臭氣がして不潔極まる實に憫れな者であります。獨逸のプロシヤは獨逸文明の中心地とも言ふべき所で控訴院所在地である。然るに其處の監獄がこんなものである。監房の数が非常に多く、吾々が曾て佛蘭西や獨逸の小説で讀んだやうな、昔の罪人同様の取扱を受けて暗然として小さな窓しか無い所に這入つて居るのであります。それから私は一昨々年滿州を旅行致しまして、支那の監獄を見て、其不潔なものと不爲體なのに驚いたことがあります、それ程でなく

ので、それを一緒に置くのは宜しくないから別にしたか宜くはないかと言つて、別にすると、其淫賣婦が検事長に向つてそんな事をされては困ると言つて抗議を申込んで居つたやうでありましたが、それから二三週間経つとそれが外へ出て賣淫をやつて居ると云ふ有様であります。斯う云ふ風に一班に窺つて見ると完全とは言ひ難いのであります。之が更に

田舎へ行くと實に酷い

— 21 —
 ので、今申したのは何れも都會であります、是が小さな町村——郡役所所在地でも言ひますか、區裁判所に附屬する監獄になると實に小さな酷いもので、一例を擧げて見ると、區裁判所があつて、其向ふの庭の隅に日本の物置のやうな物がある。それが監獄であつて其處に二三人這入つて居ると云ふやうな譯であります。其處には十七八歳位の子供が二人ばかり居りました。それから區裁判所の二階へ行つて見ると監房があつて、此方へ來ると其處には看守の家がある。看守が監房の一つを占領して住んで居

ても、それに稍似たものを獨逸で發見して驚いたのであります。それはマリウエルに昔からの大きな城があつて其所に物見のやうな物を拵へて見張をさせたと云ふことであります。そこに屈んで通らなければならぬやうな細い廊下が設けてあつて、其の中に拘禁されてゐますが、實に可哀相なものであります。それから汽車で二時間ばかりで行かれる所に監獄があります、是は唯今申しましたものよりは稍よく、一寸見た所では東京監獄のやうになつて居りますが別に此處では作業のやうなことはして居ないので、此處には外國人も這入つて居ります。女囚は別に一緒になつて這入つて居りますが、私は検事長と一緒に居つて見ると瓦斯の管が下つて居る、さうすると検事長がこんな物を下げて置いてはいけないと言つた儘で行つてしまふ、女囚が始終通つたり、男囚が教誨所へ出かける場所に瓦斯の管が出て居ると云ふやうな吾々の目からは不思議に堪へぬ事さへあつたのであります。其時女囚の中に淫賣婦が居つた

ると云ふやうなことで、其處へ犬杯が出這入して居る、お神さんも居りましたが、斯う云ふ監獄もありました。それから矢張郡役所々在地の監獄でありましたが、小さい監房の中に女が二人居つて、鳥の毛を打つて居るのであります。彼の邊は鷺鳥の澤山居る所であつて其毛で羽根蒲團を拵へるのであります、非常な塵であるけれども頻りに打つて居る。こんなことをしたら衛生上宜しくなからうと思ふこともありました。それから其次の監房に十人位居る、どうしてこんなに入れて置くかと云ふと露西亞の方から旅券無しに國境を侵して這入つて來たから押込めて置くこと云ふ話でありましたが、鍋釜や色々な包を持つた儘放り込んで居るのであります。さうして此人々は何の爲めに押込められて居るのか分らぬと云ふやうな譯であります。それから監獄の中に司獄官や看守と一緒に住んで居るのであります。さうして看守等の心掛の良い者は囚人と共に賄をして、自分も食ひ囚人にも食はずと云ふやうなことで、此慣習が

中々良いと云ふことを検事長から聴きましたが、果して良いものかどうかわらぬが、さふ云ふことを言つて居りました。其他に

私の見た監獄は八ヶ所

でありましたが、人民投票に付ての権利者が監獄の中に居るから、是等の権利者に投票の権利を行使させぬのは不公平で、之を獨逸の官吏に一任して置く譯には行かないから、自分が始終廻つて被告人に聽いた譯であります。中には亞米利加の辯護士で悪い事をして這入つたと云ふことでしたが、こんな者が這入つて來て困ると言つて居りました。又囚人の半ばは跣足でありますけれども木で造つた靴を穿いて居ると云ふやうなことであります。それから監獄の監房の前の所に労働組合からの札で「勞務中傷害を被つた者は労働保険金を請求することが出来る」と云ふ貼札が出て居りましたが、是等は變つたもの、一つであります。大體斯様な風であつて改過遷善と云ふやうな事に付ての設備は遺憾な點が多いやうに

見受けたのでありますが、先進國なるが故に監獄制度の非常に完備して居ると云ふことは申上げる譯に行かぬのであります。

監獄の話は此位に致しまして、もう少し他の事を何かの爲めにもならうかと思ひますから御話致しますが、丁度私が獨逸へ参りましたのは——昨年一月十八日に伯林に著いたのであります。所が當時獨逸の財政其他の状態が最も悪かつた時でありまして其時分獨逸の金の相場が一番廉かつたのは、戦前マーク日本の金で四十五錢平均であたのが二錢五厘にしかならぬと云ふ時分であります。それであるから一月十三日に伯林で暴動が起つて人が死んだのであります。私共の行つた時は日本で言ふ霞ヶ關の外務省の在る所、其他銀座通のやうな自抜の所に夜中鐵條網を張つて兵隊が番をして居ると云ふ状態でありまして其當時は實に憫れなもので、金持は贅等として、貧乏人には乳も何も行渡らぬと云ふ有様でありました。ホテル杯へ行くど乳は澤山有る、金を澤

山出せば——日本の金にすれば僅かな金であります。當時の獨逸人に取つては非常な金でありますから中々飲むことが出来ない。切符を持つて行つても乳が來ぬと云ふやうなことで、そのため

子供が榮養不良に陥る

と云ふやうな實に可哀相な状態でありました。其後は伯林を去つてマルウエルに行きましたが、此處は田舎の農産地で戦争の被害が比較的少なかつたのであります。人間は土地に着いて居つて贅澤さへしなければ食つて行かれるものだと言いますが、近い話は露西亞の状態であります。私は露西亞に行つた譯ではありませぬが、私の居つた所は露西亞に近く、經濟状態が露西亞と同じだと言つて居りました。マルウエルと云ふ所は非常に廣々とした所で山はありますけれども起伏の甚しくない所でありました。春になると一面に麥を播きますので、殆ど全體が麥畑になつてしまふのであります。樹木はありますけれども、それは道路を現はす爲めに植えてあるので、

其樹木を目標に道路のある所を知る位のものであります。小高い所から見ると殆ど日本では見ることに出来ない程廣々とした一面の麥畑であつて、それが實ると車を以て取入れると云ふやうな大雜駁なものであります。地面は大地主が持つて居つて、私共話をする時に私の地面は見る限りですと言つて居りますが、其下に小作人を使つて、小作人が自分の受持を耕すと云ふやうになつて居ります。戦争中は米や麥は政府で買上げて、切符で渡すと云ふやら方法でやつて居りましたから、働いて居りさへすれば暮して行けるのであります。少なくとも私の居つた地方の小作人は戦前よりも利益があつたと云ふことであります。不便は別として財産は殖えた譯であります。所が露西亞では地主を追拂つて、あゝ云ふやり方をやつたから露西亞の中央政府が動搖して今日の如き有様になつたのですが、百姓は地面さへ持つて居れば暮して行かれるのであります。又奥地利の如きも政府が非常な苦境に陥つて、殆どどうして宜いか分

らぬ、内閣も始終變つて聯合國から金を貰つて漸く暮して居ると云ふ状態でありませんが、百姓丈は春になれば種子を播いて、それで暮して行つて居るのであります。人間が生きて行くと云ふことを考へると、基督の言つた鳥のやうに暮して行けるものであると云ふ感じを受けたのであります。さう云ふやうに、百姓の生活が裕であるとは言はれないけれども、割合に戦争の害を受けて居りませぬ。併しそれは田舎の方であつて私共の居つたマルウエルの町の筋肉、精神労働者、中産階級は物資の供給が乏しく一杯の乳を貰ふにも非常に困難をしたのであります。私共毎朝役所へ行く途中に乳を供給する所がありました。が其所へ病人であるとか、嬰兒を持つて居ると云ふ證明があれば

市役所から切符が来る

から、それを持つて牛乳を供給する所へ行つて貰ふのですが、それも行渡れば文句はないけれども仲々それが来ない、朝から十二時位迄小さい壘を提げた

から、色々な便りをする、此分では迎も駄目である。權力階級の爲めに犠牲になつても詰らぬと云ふことを盛んに言ひ送つたと云ふことが、獨逸國民の勇氣を挫いた一の原因で、佛蘭西や英吉利の兵隊に敗けたのではないと言つて居るのであります。獨逸では物資が圓滑を缺いて、有る所には有つても、無い所には少しもないと云ふやうに、さうして全體に於て段々に減つて來ると共に金持の持つて居るのが目立つて

貧乏人は益々苦しむ

なつた所から、結局今日の革命を惹起したと云ふことになつたので、之が二時的現象でないことは獨逸の經濟關係を見ると能く分るのであります。革命の結果多數の社會黨の政府が出来て憲法を制定する爲めに議會が出来たのであります。之に民主黨、中央黨、獨逸國民黨の三派が協力して社會政策的の政治を行つたのであります。さうして其議會でやつたことは先づエルツベルゲルと云ふ大藏大臣が才能を揮

女子や婆さんが待つて居るのであります、御話が色々になります、さうして牛乳が減つたかと云ふと、勿論戦争中牛を殺したり、戦争後に佛蘭西や白耳義に平和條約の結果乳牛を引渡したから減つたに違ひないけれども、一面に密賣者があつて、之が自分の利益を得んが爲めに百姓を欺いて僅かの金で牛乳を買取つてホテルへ高く賣るとか、其他料理屋、金持の所へ賣つて居るので、それが爲めに一般の人民が非常に苦んで居るのであります。そこで獨逸の國民が戦争後に掛けて物資の窮乏を感じたのは、或る意味に於て金持が我儘で自分等の勝手なことをするから、他の者が物資の窮乏を感じるのであると云ふことを痛切に考へるやうになつたのは事實であります。私は軍事専門家でないから、さうして獨逸が敗れたかと云ふことは知らぬけれども、獨逸の敗けたのは物資の供給が悪くなつた所へ、密賣者の跋扈して金持が我儘をしたと云ふ所から、下層民が自分等の兄弟なり父なりが其隊となつて戦線に居る所へ、家庭

つて税制を定めて國民生活の安定を圖ると云ふことの法律が出来たのであります。例へば或る物は政府の專賣にするとか、労働者に權力を與へる爲めに労働者を工場の經營に参加せしむると云ふ法律が出来たのであります。所が社會黨の内閣が昨年辭職致しましたから、其後之を繼いだ獨逸民主黨、中央黨、獨逸國民黨の三派の内閣も、下層階級の人々の希望を無視する譯に行かぬから、有ゆる方法を講じたのであります。先づ其一例を申し上げます、獨逸の憲法には所有權の行使は所有權を有する者に義務を負はせる、さうして、所有權の行使は公共の權利の努めだと心得なければならぬと云ふ規定があります。各人が労働をして居ればそれに依つて食べられるだけのことは政府が保障すると云ふことが書いてあります。是は空想のやうであるけれども實際獨逸の經濟的窮乏はそれを空想にさせない、住宅難に對する法律が既にさうであります。今申しました通り所有權の行使は公共に對する一の努めであると云ふことに

心得よと云ふことでありますからして、今茲に住宅難を叫ばれて居る場合に、或る金持が大きな家屋を持つて居る、さうして一方には橋の下でなければ寝れない人があると、此場合に大きな住宅を持つて居ると云ふことは所有權の行使が、公共の福利を圖る努めとして缺けて居ると云ふ所から、此住宅難を緩和する爲めに斯う云ふ法律が設けられたのであります。例へば茲に一の住宅を持つて居る人があつて、其住宅内に幾つかの空き間があるとか、又工場があつて其所に使はない箇所があると云ふ場合には、市が其處を借りることになつて居ります。空家もさうです、それを市に幾らで貸すと云ふことは相互の間で決めますけれども、其間に相違がある場合には、それを決める役所がありまして、自分の空家とか空間を市に借りられるのであります。さうすると市には住宅希望者の名簿があつて登録してあるから、お前はこれ／＼の所へ這入つて宜しいと云ふやうにして決めるから、所有者の知らない間に這入つて來る

ことがある、貴方から借りないけれども

市から借りたと云つて

這入つて來ると云ふ形ちになつて、賃料も外で決めることになつて居るのであります、中には自分は一昨年彼の家を買つて這入らうと思つて居つたけれども、賃借人が出て呉れないので其儘にして置いたが先頃出て行つたから私が這入らうと思つたら、他人が這入つて居つて迷惑であるから、どうかして呉れと云ふて來ることがあります。其人は斯う云ふ法律のあることを知らなかつたのであります、自分の物でも自分が這入らうとするには、住宅の希望者として登録をしなければ自分の家であつても自分の儘にならぬ形ちであります。其他マルウエルに砂糖工場のない居る所があつたので、それを市で買上げて住宅に造つて人を入れて居ると云ふやうなこともやつて居ります。是は或る意味から云ふと共產主義のやうな形に見えて、人をして多少懇望させるやうに見えるかも知れないけれども、獨逸に於ける現在

の状態から見れば止むを得ないことであります。日本のやうな所はまだ物が乏しくないから各人が權利を主張するけれども、彼地では金持の持つて居ると云ふことは貧乏人の死ぬと云ふことで、金持が所有權と云ふ權利を持つて居つて、吾々がそれを貰ふことが出來ぬ爲めに、みす／＼死ななければならぬと云ふやうな事情に迫つて居ると申しても宜いのであります。現に子供等で乳を飲むことが出來ずして青い顔をした瘰癧の迹のあるのが澤山居ります。又足が屈曲した俗に蟹足と言ひますが、是は母親の乳から離れて

食糧が足らぬ結果である

と云ふことであります。醫師の話に依ると、人間と云ふものは或る程度迄は榮養が不良であつても回復するものであるけれども、或る程度以下になると營養の不良は終生回復が出來ないと云ふことであります。さうして獨逸の都會に居る子供は營養を回復し得ざる程度に達して居ると云ふことであります。併

なから獨逸ばかり困つて他が困らなければ話が付き易いけれども、佛蘭西でも随分酷いことであります。戰捷國であるから獨逸程ではないとしても各人が極度の税金を取られて、非常に困つて居るのであります。私の知つて居る醫師が、是れ以上に税金を取られたら私は此家をたゞまなければならぬと言つて居りました。佛蘭西の政府でも獨逸から賠償金が這入らなければ尙ほ多くの税金を取らなければならぬと云ふやうな状態で、必死の勢で賠償金の請求をして居ると云ふことであります。其他波蘭の如きも文化の程度が低いのであります。昨年は窒扶斯が非常に蔓延を極め、加之戰爭には苦められ、ポリセビーキからは焼かれ、毀されて、物資が少しも來ない。實に憫れな状態に在るのであります。それから伊太利其他にしても同様で大威張でやつて行ける國は無いのであります。伊太利の如きは戰捷國であるけれども、獨逸に依て利益を得たいと云ふことを考へて居る位で

あるから、さうして見ると歐羅巴の國々は結局何れも貧乏であつて、戰捷國と戰敗國とを問はず戰爭に加入した國は大打撃を受けたのであります。千九百十六年の獨佛の戰爭迄は兎に角形式であつたから國力を投すると言つても左迄の犠牲が無かつたのであります。火の中に入つて戰爭をしたと云ふ形も、勝つても敗けても償ふことが出来ぬ事をやつたのであると云ふことが向ふの本に書いてあります。こんな翻譯であるから勝つたが勝つたにならず、敗けたか敗けたにならぬと云ふ状態であります。斯う云ふ風に何れにしても、今回の大戦は有ゆる物を消費して残る所のものは結局

勝つたとか敗けたとか

云ふ空名丈けで人民が塗炭の苦みをして居ると云ふことであります。回復と云ふても今日直ぐに回復の出来るものでもなく、餘程の重要問題だらうと思ひます。又労働問題、社會問題と言つても今日の歐羅

巴の状態から言へば、要するに學者の机上の論でも何でも無い、如何にして苦しい血路を開かうかと云ふことであります。斯う云ふ場合に於て受答へのある國民は獨逸、佛蘭、英吉利の諸國であります。是等の國の將來どう云ふ風にやつて行くかと云ふことが注目すべきことだらうと思ひます。此場合歐羅巴の政策に注意するのが、面白いことだらうと思ひます。昔、日露戰爭後、露西亞のやつたやうな恢復と云ふ譯には行かぬ。更に新しい形式を以てするのはないかと思ひます。獨逸人は彈力のある國民であるから此難局をどうして切抜けやうかと云ふことに付ては、相當考慮を拂つて居ると云ふことは、彼等の仕事の上に現はれて居りますが、日本は遠く離れて居る爲めに幸ひなことには餘り影響を受けた、實害を経験しませぬけれども、併ながら日本で今にも戰爭するが宜いと云ふやうなことを言ふ論者が随分あるやうに思ひますが、此點は切に皆様の御考慮を煩はしたいと思ひます。従來の日清日露戰爭の如き

ものでなく、今日の戰爭は勝つて得の行くものでなく、敗ければ非常に損ふことでありますから、一時の感情の激發とか、武士の意氣地と云ふやうな空名事の爲めに大事に至ることのないやうにしたいと思ひます。随分日米開戦論が盛んになつて今にも戰爭の始まるやうなことを言ふ人もあるけれども、戰爭がどれ丈け人間の血や肉に喰入つて、どれ丈け悪さをするものであるか、戰爭をした後は決して善くないものであると云ふことを痛切に考へて貰ひたいと思ふのであります。現に聯合國がプロシヤのミタリズムを倒さなければならぬと言つて之を倒して其後民主主義の政府が出来たのでありますけれども、勝つた方は實力でなく獨逸の弱點を利用して飽迄も自分の都合の好いやうに壓迫しやうとするから、帝國主義

て永いことではないと思ひますが、併し暫くは之に依つて苦しむこと、思ふ。現に獨逸其他の民族の苦んで居るのであるから、之は熄む迄の間どうか其渦中に卷込まれないやうに希ふ譯であります。歐羅巴の事情を考へても、亦日本が戰爭に勝つたにしても戰爭杯は爲すべきものでないと思ふのであります。皆さんが一人／＼日米戰爭に反對してそれが大勢になれば、衆口金を盪かすと云ふこともありますから、斯う云ふ事の無いやうにと云ふことを痛切に感ずる次第であります。(完)

軍國主義を倒すと云ふこと

が、矢張結果に於て軍國主義を擴めた形ちになるのであります。私の考では軍國主義と云ふものは決し

らふそくの涙

蕪村

河豚の面世上の人を白眼む哉
 袴着て腹喰うて居る町人よ
 らふそくの涙氷るや夜の鶴
 かほ見せや既に浮世の飯時分
 葱買て枯木の中を歸りけり
 靈運もこよひはゆるせ年忘
 から 蛙に腰する市翁かな



世界の表裏

指紋法より有力な指孔法

九州帝國大學法醫學教授高山博士は、指紋並に血液研究の大家であるが、同博士は今回血液の研究を助教深町醫學士に一任して、新に犯罪人断定の上に指紋法より、更に有効の指孔法研究を開始するに至つた。此指孔法の研究は實に我國最初の新しい試みであるが、指孔法とは指の先の汗の孔の研究である。右に付き高山博士は従來の指紋法では犯罪者の指紋が、犯罪現場に僅しか残らなかつた場合は如何ともし難いことが出来な、有名な佛蘭西の刑事學者ローカル博士は、此不備の點に付いて十數年間研究した結果指孔法と云ふものを案出した。此指孔法と云ふのは、犯人の指先の汗の孔の研究で、指の汗の孔も指紋と同じく形と位置を異にして居ることを發見した。例へば犯罪現場に僅しか指紋が残つて居な

不良児のために特別教室の新設

東京市學務課では、市内各小學校に於ける成績不良児童に對する對策に就き種々研究の結果、先づ本所區内の林町太平兩小學校に特別教室を新設し、試験的に特殊教育を試みたが、その成績は頗る良好なもので、更に全國の各小學校に實施する事となり、先頭開かれた調査委員會では、特別委員として左記五名を挙げ、實施案の作成と各小學校の實狀調査に着手する事に決した。

◇藤岡林町小學校長 ◇喜田同校訓導 ◇吉田大平小學校長 ◇

浮浪兒の徹底的救済

東京市社會局では、先頃市内の浮浪兒及不良兒の保護につき、各専門家を同局樓上に招いて、協議した筈である。浮浪並に不良兒童は市内に三千名程あり、就中悪いのは浮浪兒童で、毎日三四人位宛は必ず悪い事をして、警官の手に捕へられる。彼等の最も多居居るは、吉原、淺草公園、今戶公園並に附近の墓地で、吉原に多數居るの

最近不良少年の傾向

件に對する檢分番問の結果として、殆ど常に被害者が生前十乃至數萬馬克の紙幣を密藏して居つたことが判明し、而も此紙幣が兇行後紛失してゐることが發見せらるゝのみならず、殺人強盜の被害者の大多數は、婦人であつて其婦人の更に大部分は、獨樓の老嬢又は寡婦であるからである。是等の婦人は、爪に火を點けて貯へたる金をば、租税負擔の義務を免るる爲め現金の儘、虎の子の如くに自宅に匿藏して置いたのであるが、其道の者に目星を付けられ、遂に紙幣のみならず、生命までも失ふに至るのである。

殺人強盜の流行

獨逸には、戦後殺人強盜が頻繁に行はれる。其原因として普通擧げられてゐるのは、戦争が無教育者の性質を、残忍兇暴ならしめたこと及び、戦後失職者の多くなつたこと等であるが、眞の原因は失強り、紙幣の密藏に外ならぬと思はれる。何となれば殺人強盜事

不貞少年感化に關し、最近當局でも取締と同時に、感化に關し力を更に盡さんことを計畫しつゝあるが、最近の調査に依ると武藏野學院では、不貞少年として入院する者が、最も其入院理由の多いものは窃盜及浮浪、初徴候では盜癖である。これを保護兒童二千四百五十人から調査して見ると、千五百六十餘人まで窃盜である。次が浮浪、放火、放縱、怠惰の別となつて居る。年齢では毎年、年少者が入院するやうな傾きがあり、四五年前には、十六歳未満の者が多かつたが、最近は十二歳更に十歳未満の者が、最も多くなつて来た。これに依つて見ても段々不貞少年的行動に出る子供は、年少の者即ち一口に言へば、段々子供が早熟の傾きがある。殊に驚くべきは、日本も勿論これに似た點があるが、外國最近の例を引いて十四

レニソ曰く

莫斯科からの報道に依ると、ニコライ・レニンは共產黨會議に於て演説して曰く、吾人は、國家資本主義より一轉して、金錢を基とする商業主義

に返らねばならぬ。其理由は社會主義が、近き將來に於て實現する事は出来ないので、又復退却を必要とするに至つたからである。目下此外に執る可き策はない、吾人は自ら純然たる資本主義の基礎の上に立たなければならぬ。資本主義を鞏固にする事は、正しく危険であるが、それかといつて如何なき革命的手段も、危険を伴はない事はなかつたではない。

貧書生のために 勞學院

勉強したいが、貧乏な爲に可憐の難伏をして居る青年の爲に、勞學院の設計が内定された。約四十坪の敷地を郊外に求めて、工場と學校と寄宿舎を建設して、義務教育を受けた者なら、無料で入院させるのである。院内生活は凡て自治制に則つて、若い芽生えを自由に伸せやうと云ふのだが、大體に勞務部と學業部に兩別して、勞

務部では、朝の九時から就業を始めて午後六時に終業する理想的な八時間制を布き、凡ての勞務に我が工場労働者の弊害を矯めた、模範的なものとして、一般の鑑範になるのだ。又學業部では中等及び高等の二部に分けて、七年制度で高等教育を収める組織である。中等部の間は午前中を三時間、五時から八時迄授業を受けて、就業までの一時間は、自由に解放されるのだ。勞務部では最初木工場を計畫して同時に中學部を開始し、來學期から實現する爲に急いで居る。斯くて成業したものは眞に労働者教育を體檢するのが、卒業生は自然に、我が労働者の味方として、社會的な活動力を養ひ得る譯であるから發起者は、現在工場労働者の爲に、第一線に起つて働く指導者とならせたい。希望なのである。從つて勞學院の一角は我國未開拓な貧しい者に、實質的に生きる道を與へる理想郷を實現するこゝこになる。貧乏盡せぬ此重大

な使命を背負つて、産聲を揚げる勞學院の發起者は、貧乏生同盟の阿部實、帝國苦學生救濟會の山崎氏等が主力となつて、内務省の後藤秘書官、鐵道省の矢部八重吉、協同會の田澤彌輔氏等、多小若い者の心に觸れて行ける人達が、賛成になつて居る。協同會官僚の臭味があつても頗る結構なもので、富豪や華族で、乘氣になつて居るものも少くないと云ふ。現に十二日も鐵道協會で賛助員、發行者等の會合があつた。尙學部校舎は高等部が出来るまで、小學校として、社會に提供することになつて居る。組織は理事制に據らない限りも互選して、支障の起らない限り、若い者の力で成立つて行きたいと云ふ。

不良少女女の 特別裁判

歐米の幼年裁判所に倣つて、不良少女女の犯罪に對する特別形式の裁判が、ツイ此頃から東京

區裁判所の刑事附屬室で行はれてゐる。それは昔のお白洲を多少變形した今の司法裁判振とは全然趣を異にしたもので、判檢事と被告とは、卓子を距て對等に着席し、辯護士や傍聽人は特に遠慮を求めた上檢事は父親、判事は母親の格で、詳々な罪事に就ての意見を加へ、改悛の念を起させるやうに裁判するのである。其處で判事は檢事の起訴した犯罪以外に、両親の有無、家庭の事情其他本人の生立に關する一切の事情迄も訊問するので、一人の被告を審理するに、大抵五時間乃至七時間を要し、裁判開廷日は殆ど夜の九時から十時に亘つて續行してゐる。本年一月以降、本月中旬迄に罪を犯した不良少女女の裁判は、九十八人で、其中女は僅か二人であつた。之を犯罪別にすると

△窃盜五十八名 △詐欺二名 △權領二名 △文書偽造詐欺及窃盜二名 △窃盜詐欺十名 △遺失物權領窃盜一名 △詐欺窃盜及

權領七名 △權領詐欺一名 △文書偽造及窃盜一名 △權領詐欺六名 △強盜強備及權領詐欺一名 △郵便物毀損一名 △住宅侵入窃盜二名 △電信法違反及詐欺未遂一名 △贓物牙保權領一名 △郵便法違反一名 △脅迫窃盜一名

ら罪の裁きを受ける日になる。大抵の者が「もう悪事は働かません、充分改心しましたから赦して下さい」と係官の前に大聲を上げて泣き出す様は、如何にも惘然な位である。尙彼等少年犯罪者には、殆ど兩親揃つてゐるものがないのも、間接彼等を不良兒と化せしめてゐる原因である。

列車内て法廷を開く

裁判官が列車の中で法廷を開いたといふ異常の實例が去る十月五日倫敦に於て起つた。其日高等法院衡平部判事リグビー、スイフト氏は、裁判所の仕事を終へて家路に着くべくカノン街停車場から列車に乗りうさした。スルト其後から衡平部判事リグビーとして有名なるクリーヴランド、スチーヴンス氏が慌だし、駈け付けて來た。其時スイフト判事は既に列車に座席を占めて居たけれども、辯護士クリーヴランド、ス

チーヴンス氏は直ちにストイール映畫會社に對して映畫禁止命令を發すべくスイフト判事に乞ふた。

此禁止命令は原告ジョージ、スラーク映畫製造會社より被告グートル映畫會社に對し原告會社製造の「重婚者」と題するフィルムを映畫を禁止せしめんとする目的で申請されたものである。此フィルムは先日迄倫敦で興行され、今はマンチエスター市のゲイター劇場で興行されて居る好評噴々の呼物である。

辯護士スチーヴンス氏のスイフト判事に對する陳述に依れば、此フィルムは製造費五萬磅を要し其興行權を被告ストイール映畫會社に許可するの條件として其フィルムを絕對に切らざることを及び其字幕(題目及製造會社並に登場俳優の名を記載したるもの)を絕對に変更せざること等を以てした。然るに此フィルムがマンチエスター市で映畫された時に其最初の部分二百呎ばかりが切り取られて居るのみならず此

フィルムは全市に廣告する場合に原告なるジョージ、グートル會社製造すべきを被告ストイール會社製造と銘打つたのである。

そこでジョージ、スラーク會社の支配人が早速マンチエスター市に出張して見ると、成る程製造者の名、俳優の名、筋書、採用著書の名等は全然切取られてあるのを發見した。之は大變大驚いて早速倫敦に引返し辯護士スチーヴンス氏に控訴上の手續を依頼した。スチーヴンス氏が直ちに裁判所に駆付けて見ると最早スイフト判事は退庭後であつたので止むなく其足で判事の跡を追ひ遂に列車の中で禁止命令の發行を得た大抵である。

急迫なる場合に於ては形式の如何を問はず懸念なき簡易の手續をして呉れる英國裁判官の親切は如何にも嬉しい。裁判官が居れば何處でも法廷の開かれる原由は英國に於て認められて居るやうだが此理窟からいふと一面に於て裁判官の居ない場所を綜合それが法廷の一室であらうと法廷として認められない理由が曉はれる。

右の犯罪者の中で、七八名の前科者もゐるが、其他の初犯被告は裁判を受ける迄に、二回は所轄警察と檢事局で懇々説諭の上、罪を免除された不良性の者のみである。裁判の結果重きは三年輕きは六ヶ月以内の懲役刑を言渡され、罪狀と改悔の程度に依つて、執行猶豫の特典に浴するものも尠なくはないが、無罪は一名もなかつた。被告の年齢は十四五歳が一番多く、犯罪の動機は皆活動寫眞のシゴマ物の悪感化を受けたのである。又十七八歳以上の者の犯罪原因は、悉く遊興費を得る爲の目的である。斯様な不良少年小女も、度未決監獄に送られ、判檢事か



酒談茶話

五 羊 生

△汽車の中から

神無月の末つかた、公の旅を東北に向つて執る、胡馬北風に嘯くと云へることありて、思ひ出ずだに寒味加はりて全身粟を生ず、これを醫するの妙薬は『正宗』乃至『澤の鶴』の外なきことは予が多年の経験にして百薬の長と古人が云ひしは、まことにことほりなり。上野にて汽車に乗り早速に食堂

車に走り行き正宗の熱燭を命じ、以て全身の粟を醫し陶然として古今を思ふの邊、吾ながら一代の英雄なりと思へり。左れど此英雄に閑日月はあれども財布には一向餘裕なく、シタタカ平げたらんには前途頗る寒心に堪へざるものあるため、相當に見切りを付けて自席にと戻れば何時の間にやら予の座席は紳士の占領するところとなりて室内満員殆ど立錐の餘地なし、

日記を繰りに此日は十月末の土曜にして日曜と云へる安息日を背景とせるのみならず、行く先には日光、鹽原、西那須杯と云へる満山の紅葉錦鋪を織ると云へる風光明媚の仙境や、温泉温浴の俗境が迎へて居る、これ立錐の餘地なき一の理由である。左ればにや室内には水際立つた新婚もあり、霜枯時に御詠向きの舊婚も見掛けられたか、其外に怪しげなる怪婚や別婚が予なる獨婚の眼に映じたのである。此怪婚、別婚の説明は後日に譲する事とするが、兎に角此二婚は宇都宮(日光行)及び西那須に於て次第に消えて行くところから見ると、矢張怪婚、別婚の認定に誤のなかつたことが證せられる。則

ち土曜日曜を利用して善良なる風俗を此仙境俗境に於て破壊せんこと企つる紳士連が汽車は別仕立にあらざるも手荷物丈けが怪婚、別婚と云へる別仕立で貴重な安息日を誤まられたる性慾問題の研究に費さんとするは沙汰の限りであること汽車の中から熱燭の功德を利用しての怪氣燭、高談長へに盡きざる内、正宗乃至澤の鶴の功空しからで予を華胥の國へ導き醒むれば無事に目的地にぞ着く。

△或る茶話會に於て

酒の後は御茶なるべきか、其由

來を審にせずと雖、兎に角酒の後に御茶漬を喰ふを得ば極めて無事にして脱線の慮なしとは萬人の爭

はざるところなるが如し。茲に於てか予も暫く多衆の響に倣ひ酒談の後に茶話會に於ける一二の談片を掲ぐることにせり。
一 助會に於ける茶話會は會員相互の親睦を圖るは勿論、其向上、修養の親睦の養成をも目的とするもの、如く、從て有ゆる方面の學者經驗家を招致して其高説を聴き、以て其蒙を啓くと云ふことになつて居るが、稀には予の如き俗人の俗説を聴いて其蒙を深うするものも亦不可なしと爲さすと云ふところより、一二の俗説を紹介することにせり。

理状態である左れど此歌の心の如く焦心は處世の禁物である。靜に自己の實力を考へ、徐に四周の事情を推察し、激成せず、雷同せず其與へられたる事務を天職と心得最善の努力を盡すべきである。徒に縁故を辿り虎の威を籍り、或は又深夜權門に出入して奇勝を博せんと企つるが如きは、假りに一時の榮達を見ることあるも、黷ては失敗を招くの基となる。個は全く其基礎を實力に置かざる結果に外ならぬのである。

「急がすば濡れざらまじを旅人のあとより晴るゝ野路の村雨」榮進と向上とを望むは官人の心

官界游泳術の先輩の話によると以上の實力本位は確實ではあるが時には又機を見て猛進するの元氣も必要である。君は當廳に於ける重鎮である或は又此方面に於ける

鎮臺である云はるゝが儘に動いて榮轉を爲す機會を失して一世人後に落ちて居る人が尠くない、重鎮とは重く鎮むの意味でつまりは下積となる謎であり、鎮臺とは鎮んで人の踏臺となる云ふ解釋が行はれるとすれば、迂濶に重鎮に甘んじ鎮臺に安んじて人後に落つべきものではなく、時には勇往邁進の必要ありとのこと個も亦俗説に於ける一見地に相違ない。

『筆とつて頭かくく、五十年男なりやこそ中根半兵衛』

と云ふ儒者の述懐がある。世の中には昔も今も半兵衛先生が決して少くない、彼は正直者である、重寶な人物であると褒め囃やされ、帯木か雑巾の如くに二六時中使は

れても一向に立身せず遂に臺所の隅に一命を終る半兵衛先生が、ソコ、ソコに決して少くない、司獄の職や尊く、行刑の任や重且大なるとは何人も争はざるところである。然るに其待遇は如何、其全部とは云はぬが其一部には必ず中根先生と同一の述懐を爲す人がないとは云へぬ。併し其男なりやこそ云ふ處に感慨もあり、克己心も見えて奥ゆかしく感じられるのである。斯様に觀じ來ると榮進も重鎮も南柯の夢の如くにして、油斷も出來ず、安心もならぬ次第、況んや年正に盡きんとする多事多忙なる師走の空に、取り留めもなき秃筆を弄するは貴とき誌上を汚すの恐あれば、筆を洗つて一陽來復の新春に再び見ゆること、せん

當世を知らぬ者

用ひれば鼠の子も輕業をおぼえ用ひざれば虎皮の褌も地獄の古着店に吊さるるとは、とつと昔の唐人の寐語眞實で呵らるゝより、座なりに譽めらるゝが快きは人情なれば、虚言と追従輕薄を云はねば、人當世を知らぬと云ふ……我も此當世を知らざるにはあらねども、萬人の旨より一人有眼の人を思うて、假にも追従輕薄を云はざれば時に合はぬは持前なり。されども人と生れし冥加の爲、國恩に報せんとを思ふて心を盡せば世人稱して山師と云ふ。予戯れて曰く、智慧ある者智慧なき者を譏るには馬鹿と云ひ、たはげと呼ぶ、あはう鹿と云ひ、べら坊と云へども、智慧なき者智慧ある者を譏るには其詞を用ふること能はず、只山師々と譏るより外なし。(平賀源内)

努力の倫理的價值



伯水正英

努力と奮闘——人間の行爲を種々に分類すれば随分多数になる。從て其の行爲の價値に幾何と無く階級もあらうが、努力は確かに積極的倫理道德上其の高貴なる部分に屬するものである。

從來努力は奮闘と云ふ語と連結して普通に用ゐられ、其の語義も極めて近似して居る。奮闘は宋書に『金人操短兵奮闘』と云へるが如く、身體的又は精神的の作用に對して、抵抗する假想の敵に打ち克たんとして、精神作用を強むる時に起る意識である。努力は努は勉と同義で、李陵が蘇武に與ふ詩に『努力崇明德』と賦した様に、我が敵の有無に拘らず、

自己の最善を盡して勉勵する意味で、奮闘と云ふ言葉が有する感情意義よりは、普遍で平和で、自己の利害や功名や面目の念を脱却した人間の眞面目な意義を現はして居る。故に努力は智慧や經驗に勝れる大人よりも、無邪氣な小兒が勇往奮進活潑で決斷に富めるが如く、善だの惡だの是だの非だのと云ふ分別知見や、成敗利害得失の利己的觀念に基く逡巡遲疑の爲に、その精神を削がれるものであつて、努力は何處までも有ゆる私的條件に制約されぬ全幅の自我を、遠慮なく發揮させることであらねばならぬ。人生に於ける光榮ある歴史は一に努力の歴史にし

て、努力なくんば生命なく、奮闘を缺けば理想がない、而かも有限の生命を以て悠久の天地に處し、常に人情の纏綿災厄の襲撃に惱める吾人は、唯真個一日の努力を期すべきである。殊に社界の一切文明は此の努力の二字に根ざし、有ゆる利器は間斷なき紅血と熱涙の結晶である。かく總てが努力の顯現であり膏血の結果である現實の社會に、絶えず其の恩澤に浴して生きる吾人は、與へられたる自己の眞價を發現せずば、所謂ゆる『社會の喰ひ逃げ』と言はねばならぬ。古來より『他人の汗を飲む可らず』とか、『一日作さずば一日食はず』と云ふは、この應報道徳の觀念より出たる努力の標語である。

努力と時間——吾人の處世に保守と進歩の兩面がある。消極的の道徳が其の生活を簡單ならしめ、自己の社會に於ける獨立の基礎を鞏固にすると共に、吾人の生存をして意義あらしめんには、進守的に努力を以て道を行ふ積極的の方面を忘れてはならぬ。努力は實に人道の大本人文發展の鍵にして、天惠の

倉庫は此の鍵に依りて開かれ、生存の意義は此の本に基りて發揮せられる。古來道徳と云へば、唯人を温順しくし、唯人を無爲の人間にする、即ち消極的に口、耳、を禍の門となし、言はざる聞かざる見ざるの三不を以て道徳の本義とした結果、人を悲觀厭世に傾かしめる弊を生じた。安りに沈黙を貧るは是れ姑息の基、亡國の源であつて、敢爲活潑堅忍不屈の精神で努めねば、世に絶えて進化なく發展がない。

奢侈贅澤は單にそれが經濟上の罪惡であるのみならず、奮闘努力に大なる影響を及ぼすものであつて金銭の冗費に止らず貴重の時間を空費する悪習慣を作る、人の一生は時間の連鎖なれば、一瞬時を徒費するものは自己の生命の一分を削除するものである。フランクリン曰く、

「汝、生涯を愛するが、されば汝の時間を徒費することなかれ、汝の生涯は、汝の時間より成れるものなればなり」

と。又ジュレミー、テールは云ふ、

「懈怠は世界に於ける最大の奢侈物なり、それは極めて嚴重なる時間を放棄して顧みざるにあり。」

天道是歎非歎の歎聲を發して居る。世間にト筈家相方位に捕はるの多きは、皆この運命に迷ふより起るのである。

努力生活の要義である。努力と運命——古來より成功者には自己の力が大に見え、失敗者には運命の力が大に見え、と云ふ。即ち成功者は自己の力として運命を看做し、失敗者は運命の力として自己を解釋するのである。兎に角運命は失敗者が神經的に賣卜者や觀相家の捕虜となりて、女々しき泣事を列べ他人の同情を買はんとする時に用ゐられ易い言葉である。世には運命を解して偶然に襲來するものなりとするも、偶然とは因果なしの意味で、この社會に原因なくして生すべきものなければ、是れ畢竟其の起因を知らざるより起る一時の遁辭に過ぎない、言ひ換ふれば人事は複雑世相は紛糾せる爲め、容易に同一行爲が同一結果に到達する理法を明瞭に意識せざるに因る。即ち運命は人智を依て測る可からざる、人力を以て動かす可からざるものとして人の最も迷ふ所である。古賢も尙

されど宇宙の事々物々凡て因果必然の規準によりて豫定せられたものであつて、因なくして顯現するものはない。故に運命は無爲自然に到來するものに非らずして寧ろ各人の作るものである。既に支那には『人盛んなれば天に勝つ』と云ひ、西洋には『善行は惡運に勝つ』と云ふ。殊に世上の成功者は皆自己の意志、智慮、努力勤勉の力によりて、その榮譽を收得したのである。されば運命は自然的不測の不可抗力にして、努力の無効を意味するが如く、思はれるけれども、運命は人爲の努力の如何によりて決するものであるから、運命の束縛に呻吟せず、緊箍一番奮闘努力、否運を拒斥して好運を招致せねばならぬ。

努力と天才——天才と云ふ語は動もすれば、努力に因らずして得たる智識才能を指すが如く解釋するも、こは皮相の見解にして、英才は先天的の個質

untalanchars 或は決素 dominions の遺傳(即ち其の人の系統上の祖先の努力の堆積)及び後大的獲得の特質(即ち自己努力の結果)に因るものである。不具者の部分的機能の鋭敏も、不具の不便より生ずる缺陷を補はんとする努力の結果、器質に變化を生じて變則的に發達したるものである。要するに俊才は偶然に發したる天賦の才能の所有者と云ふよりは、寧ろ俊秀なる器質の遺傳、即ち不斷の努力の堆積の相續者、若くは體現者といふ方が適當である。如斯く天才英雄聖賢はその絶えざる努力の蓄積の顯現なれば努力は人生の最大最善の意義を有するもので、生活の充實であり自己の發展にして、社會完成の單位である個人の努力は確かに社會奉仕の一端である。

努力と行刑——客觀主義より主觀主義に、現實主義より表徴主義に進歩した現今の犯罪は、過酷殘虐なる復讐應報の觀念を捨て、豫防鎮壓を本義として犯罪を防遏せんとするのである。故に犯罪人を救育懲治する重任を擔へる監獄行刑の適否は、その影

響極めて大にして若しその當を失すれば、パレルモの一入獄者が

「俺は監獄のことを悪く云ふ奴を、ブタブタ引き裂いてやらう、監獄は俺等にとつて幸運の一片で、監獄のおかげで俺等は身を隠し、また盗みを覚えるのだ」

と云つた様に監獄は犯罪の大製造場と化するのである。犯罪者の多くは反社會性に富み、性格は殆んど放縱である。殊に各種の犯罪中に於て最大統計率を有し社會一般に最も危険にして再三再四累犯せられるは窃盜、強盜、詐欺、贓物罪、等財物に關する犯罪者にして、彼等の犯由は生産的の職業を有たないで怠惰に流れ、放縱にして努力の精神を缺如せるに在る。されば行刑の本旨は彼等を唯強制的に無爲に苦役に慫ましめず、努力の念を涵養し道德心を喚起せしめねばならぬ。

古今の監獄作業の梗概を見るに、縱的階級觀念の盛んなりし封建時代の社會に於ては勞働を以て最下等の賤業となし、一種の加辱の意味より勞役を科し

たるも、縱的階級制度の撤廢に次いで橫的に職業に尊卑高下なしと目醒めたる現在は、産額の増加よりは生産的の職業を習得せしめ、自活自營の精神を喚起せしむる爲めに作業を獎勵す可く進歩した。殊に勞働神聖の思想が高潮し、人間の品性の價值が努力の多寡によりて測度せられるまでに、社會的に覺醒しつゝ、あれば、古來より『小人閑居して不善を爲す』と云ひ、又彼のハワードが『人をして勤勉ならしめよ、然る時彼は善人となる』と述べし如く、怠惰放縱の習慣に耽溺しつゝある犯罪者に、努力の精神を涵養して彼等を道德的生活に馴致せしむるが最も緊要である。

努力の價值——倫理道德に關する諸問題の中心概念は價值標準にありて、古來學者の論ずる所多岐多端にして歸一しない、道德的批判には法則に依ると目的に基くの二形式、即ち善惡と正邪との二様の概念ありて、善惡は目的を標準として行爲及び性格の積極的並に消極的價值を表はすものにして、中間の

零點たる所 indifferent より better を worse に延長す。之に對して正邪は法則を本として直接に行爲そのものに就きて云ひ行爲者に就かない、且つ正は或る標準に一致することを云ふものにして、其所には程度も無く零點もない、正なるか邪なるか、邪にあらざれば正にして正にあらざれば邪で必らず何れかに屬するのである。この道德的價值判斷の二つの類型 type は之を人格的 Personal と非人格的 impersonal とに名付けることが出来る。而してこの兩個の價值判斷は互に現はす所あるも、畢竟道德上の標準としては目的に基くが根本的にして、法則に依るは枝末的である。今之を人類發達の歴史の上より見るに、人文幼稚の時代は唯強弱關係に因る在上者たる有權者主宰者の意向、又は命令を所依として判斷し、次で君主の意向命令を尊重する代りに、先王を推崇し祖宗の遺訓を掲げて準繩とせんとする。即ち人間己上の有權者主宰者たる宗教上の神祇の觀念に依て標準を設けた。更に道德的意識の發達するに従

ひて一步を進め、外部より與へられたる客觀的の意志命令に基かず、主觀的に各個人の胸中に道德的標準を求め、自ら追求すべき等の目的を充分に自覺して之に依て判断するに至つたのである。換言すれば他律的より自律的に進歩したるものにして、是れ道德の標準が他律的の法律とは異なりて、如何にしても自律的性質のものであらねばならなくなつたのである。

次に道德的價值判断を受くる主體を分類すれば、第一に其が行爲そのもの、價值であつて、第二次的に其の行爲者の性格の價值として考へらるゝ場合と又反對に主として其が性格の價值であり、それよりして間接に其の性格の表現としての行爲の價值なりと考へらるゝ場合とがある。この兩者の差異は結局性格と行爲との二者何れを重要視するかと云ふ程度の差に過ぎない、道德的の價值が主として行爲の價值なりと考へらるゝ場合に、その判断の標準となるものが是に合致せねばならぬ所の外部的の要求であ

ち心理的には共に親を愛ふる善心なるも倫理道德上にはかく差異を生するのである。要するに道德的價值はいろんな誘惑に反抗して義務の感じが非常に強く現はるか、或は自己に損害が伴ふにも拘らず敢て他人の爲めに努力せし場合に始めて價值が承認されるのである。貧者の一燈も其の燈數が唯一なるが故

加藤全權と新聞記者

華府會議に集つた内外新聞記者團の中で會議の議題が議題だけに最も人氣を博すのは何といつても全權加藤友三郎大將と徳川家達公である加藤男は自ら「俺は新聞記者は嫌ひじや」と聲明して居る程、それ程に新聞記者を毛嫌ひが郷に入ればの諺に洩れず或る日「俺は新聞記者は嫌ひぢや、而も國家の運命に懸る様な今日の場合ぢやから」

毛嫌ひ出来ぬ

俺もそこは折れて君達のききたいことは何でも答へる、然しちや、發表すべきものこそござるものは確然と區別をして免れなくちや困る、若しこの禁戒を破る様なものがあつたが最後、俺は太刀を持って来て話ささんぞ、それだ、俺は如何でも話す、ウソ何ぞそんなにニコニコするのぢや、俺は口でかう云つ

る時と、又其の標準が畢竟自他人類の幸福に外ならざる場合とがある。そこで道德的標準は是を義務の標準、利他幸福の標準、徳の標準の三つに大別することが出来る。この三種の標準は古今東西殆んど凡ての人の道德的判斷に用ゐられて居るものであるが唯人により國によりて何れを重視するかが異なる、例へば古代猶太人の道德は明かに義務の道德で、希臘人支那人は徳の道德、基督教の道德は幸福の標準が主なる地位を占めて居るのである。

今努力は義務や利他の道德の上に現はるゝ價值であつて、此等の道德は徳の道德と相違し、或る行爲が正又は善にして而かも之を爲すに大なる努力を要した場合でなければ、其の行爲に道德的の價值が認められない。例へば赤貧の息子が親の病氣を快癒せんとて、貧苦の中より自分の衣類を金にして一服の薬を捧ぐる時は孝行者として稱讃せられるも、富豪の息子が同じく親の恢復を思ふ心より、諸有ゆる施藥療養の手段を廻らすも寧ろ之を當然と看做す。即

に尊く價值あるのではなくてそれが渾身の努力の顯現であるからであつて、長者の萬燈が尋常普通の行爲と輕視されるはそれが努力を缺如してゐるからであつて倫理的價值批判は唯努力の有無にあるのである。之を以て亦努力の積極的道德上に於ける倫理的價值を知る事が出来るのである。(終)

でも嘯、矢張新聞記者は嫌ひぢやヤ」と腹の底を打明けたことがある、しかし英字新聞記者に對する態度は仲々に凄切な味で減多に見ない微笑が始終唇に浮んでゐる細い糸の様な目が益々細くそれこそ蠟燭の火が消えいり相な工合、その目とあの特長のある顔が記者團や漫画家連中の好評を招いて居るのである人之を幣原大使が極東委員會に對する急病引籠を「外交病」と評するに對し「外交病」と稱して居る、第一回總會の節海相があつたの前の前に

日本の態度を

聲明したことは外交界評判の的となつて居る、記者團と日々會見の際も七八十人の口轟しい文筆の猛者連に圍まれてちよこんと所在

なき相に双手をポケットに押込み癖の極端に達したかのやうに時々細い目を閉ぢたり開いたりして矢の様に降る質問を市橋教授の通譯で「一々聞流し頗る率直に大膽にイエスといひノー」と即座に答へる明快さは米國人に云はせると「矢張海員になくちやならない性格の現れ」である相である、殊に會見が済むて室を出る時居並ぶ外人記者さ「一々握手するのは、これも武士の禮節を重むる現れさ、いや、然し乍ら年齢の故かそれ共戦功を語る體左か海相の右の耳は頗る遠く時は手を當てて聞かぬことがある、從つて氣に入らない質問は殊更聞えないで流れて了ふ、海軍問題に就て米國の前海軍總長ニエルズ氏が一種の理想を抱いて居たことを海相の秘書であつて今は新聞記者をして居るブリントン君と三人で物語つたことがある。

作業時間の延長に伴ふ夜間工場作業の状況

作業時間の延長に伴ふ

夜間工場作業の状況

作業能率増進して成績良好

作業時間の延長に伴ふ因情、作業能率、製
 品の出来榮、戒護職員勤務の程度如何等實施
 後の状況或は期待に反することなきやと憂慮
 せしところ二三落手せる報告が何れも好結果
 を報じ來れるは大に幸とすべく尙障害の起ら
 ざらんことを切望する次第である。今其状況
 の大略を示し、

甲府監獄

監房工場の聯絡が好都合な構造になつてお
 るので、電燈設備を取急ぎ、十一月中旬より
 夜間工場作業を開始したが、當初燭力の不足不
 時の停電等より就業上困難を感じしも昨今に
 至りては次の如き好結果を見す。

一、因情 工場に電燈増設の結果電熱に依り

て工場内の平均温度は華氏六十三度なれば嚴
 寒の候に於ても別に採暖の設備を要せざるべ
 く就業者も寒冷なる監房に早くより端坐する
 のと違つて單に疲勞を覺ゆる位で、勞働して
 就寝するが爲め充分熟睡するを得、却て神經
 衰弱症を激減するに至つた。

二、作業能率 晝間は教誨運動診察、面會業

製品の收納搬出等兎角彼等の注意力を散逸す
 るの嫌があるが、夜間に於ては之等の事情な
 きを以て注意力の集注容易なる工場作業は
 見積工賃監房作業に比して高率なる業種ばか
 りなので、従て作業賞與金計算高の増加を來
 たし、又夕食時の飯量増加及作業奮勵上優異
 者の増給等に由り、競ふて努力精勵せる結果
 著しく能率を増進した。施行以來短期間なの

亦進んで指導の任に當つてゐる。

横濱監獄

後九時までの勤務とし、尙事務看守十名の内
 三名宛午後九時まで居残り、夜間戒護に従事
 せしむるものにして、從來より勤務の度を増
 し稍疲勞の狀もあるも、五六名の補充を爲さば
 緩和するを得るであらう。

四、戒護 夜間多数囚人を大工場に於て就業

せしむる時、停電減燈の場合に於る危険に就
 ては施業前最も憂慮せる處であつたが、實際
 は減燈暗黒となるも、一同拱手靜肅にして徐
 に點燈を待ち穿る晝間より靜寂なりしは意外
 とする處であつて、注意警戒を忽にする能は
 ずと雖も、左迄危懼すべきものでないこと云ふ
 經驗をした。

五、製品 夜間工場作業に就ては作業受負人

は一般に製品の粗悪となるを恐れ、晝間業と
 工賃を異にし、二三割値下の出願をしたが、之
 を拒絶し、素品の手配に遺憾なからしむるこ
 一面契約保証金追加を命じて開始したるに、
 製品には何等の缺點を見ず全く一杞憂に過ぎ
 なかつたので、常に就業人員の不足を訴へ居
 る作今作業時間の延長は約三割の増員と同様
 なる結果なれば今は之を歓迎して授業手等も

で、精算し得ないが作業収入は一ヶ月約參千
 參百餘圓の増收となる見込である。

三、看守勤務法 十二月中在監者動作時限は

午前六時四十分起床、朝食後午前七時二十分
 就業、午後八時罷業午後九時就寝にして、戒
 看護守五十七名中十七名(工場其他擔當及受
 持看守)を日勤とし、之を早出退連の二部に
 分ち、早出當日は午前六時二十分出勤午後四
 時三十分退廳、連出當日は午前八時五十分出
 勤午後九時退廳とする。又三十九名は晝夜勤
 務として三部に分ち、泊、明、日勤の輪番に
 勤務することとし、日勤當日は午前六時二十
 分出勤午後四時三十分退廳、泊當日は午前
 八時五十分出勤翌日午前九時交代後退廳明番
 ます。而して休憩は午前一同晝食時一回午後
 一回各三十分か與へ、午後四時二十分より同
 八時迄の間四十分宛一回の休憩を與へ、午後
 九時より翌日午前六時までは二時間勤務に對
 し一時間の休憩を與ふ。殘壹名は病氣缺勤其
 他の補缺とする。看守部長九名の内一名は午
 前六時二十分出勤午後四時三十分退廳、他は
 午前八時五十分出勤輪番二名は泊り二名は午

二、作業能率 作業奮勵法の實施と共に著し

く増加し、就中夜間作業の如き從來晝業の餘
 力に過ぎざりしに晝夜を通じ、作業成績を檢
 別するの結果生産額に増加し一時は夜間素品
 の配給に困難を感ずるが、適き有様に舊來の
 情氣を一新するに至つた。故に動力作業の増
 受賃工賃の値上等に伴ひ、因徒工賃製作は工
 入の在監人費償却歩合は大正八年度に於て收
 四七%大正九年度は七九%なりしも本年度は
 全部償却するを得べき見込である。

加、職員勤務 作業時間の延長に伴ひ職員

の勤務は著しく増加し、作業奮勵工場の取締
 等繁忙を極め、延て疲勞困憊の狀あるを以て
 隨時休暇、選出勤勝の度数を多からしめ、一
 面共同辨當休憩所の改良等を計つて緩和した
 か。目下尙勤務方法等考慮中である。

四、戒護 因情は前述の如く良好の結果を見

たが、他を煽動し若くは破獄逃走等の危険性
 を有する者は獨居拘禁とし、夜間工場作業に
 就がしめ方針をない採り、又不時の減燈に備
 ふる爲には只懐光機を利用したる普通ランブ
 三個を工場内に設備せるのみである。

作業時間の延長に伴ふ夜間工場作業の状況

神戸監獄

本監所在地は労働争議の中心地と目せられて居る處であるから、作業時間延長は如何かと思念してゐたが、只一二不平を漏らすも柔らかつた位で、一般は之に耳を借さず極度の順に就業して科程以上に達せざらんことを恐るゝもの、如く、孜孜として勉勵し豫想以上の成績にて格別不平不満等なく、職員は一層奮勵執務し居るの状況である。今後酷寒の時に於て夜間作業は多少能力の減衰を來すべしや憂慮する所であるが、漸次時間延長に馴致したなら、格別の障碍もなからうと思はれる。

松江監獄

作業時間の延長に伴ひ、第一工場の一部及第九工場に於て行李工及裏繕工の就業者百六名に對し夜間工場作業を施行したるに他に心を奪はれず専心就業好結果を得しを以て、順次指物工、下駄工、洋裁縫工、印刷工、久留米耕織等第六第七第八の三個工場にも施行する見込である。

静岡監獄

作業成績 本月一日より夜間工場作業（工事中の二個工場を除く）を開始した處其成績極めて良好で、従前の監房夜間作業に比し、其の能率の點に於て實に莫大の増加を來した。即ち従来の晝間工場作業と夜間監房作業併課は業種の異なる爲當然成績の發展を阻害せられ、向上心を鈍かしむる傾向があつたが、今回夜間工場作業を開始してからは、晝間の儘を引續き作業する關係上自發的に能率を増進し、成績が頗る良好である。

現に抄紙唯一の原料たる三極、楮のは削りに製紙業經營の圓滑を缺き、之が調節上に苦慮せし程であつたが、生産力俄かに増大し却て其過剩のため善後策を講ずるの止むなき状態である。

各業種を通じ工場作業仕上の成績を調査するに晝間作業時間八時間に對し夜間作業時間四時間の作業成績比は各工場とも晝間六分夜間四分の割合だから住良な成績と云ふべし。

夜間は四邊が靜肅で其上闇黒なため耳目の障礙になるものなく自然に仕事に身を入れるやうな結果になるらしい。

因情 夜間作業とする工場は抄紙と蒸氣乾燥の二つであるが、この工場に出役するものは自然に保温の恩恵に浴することが出來、又他の工場でも多數の電燈を點すること、飲用の湯沸桶の火氣とで比較的場内が暖かである云ふことの爲に工場へ出ることを喜んで居る。又一面には工場出役者に限り、優遇の方法として罷役後榮代指定額の範圍内に於て隔日に茶又は麥湯に別菜を給與するためか監房内就業者でさへも只當工場出役を希望してゐる有様である。

職員の感情及工勤務法 因情の平穩、作業成績の良好と相俟て職員も極めてよく當初の豫想を裏切つて、却て熱心にその方法につき研究してゐる向もある位である。開始前既に三部制勤務法を定め、従來の晝夜の勤勞者の並出と日勤早出の中後者の中から、工場擔當者を並出居残り勤務とした。工場擔當勤務者は他の者に比し勤勞の程度著しきたり

日曜彙集教誨日等にはつとめて全員に休養を與へることとし、餘裕あらば之を一般早出勤務者にも及ぼすやうにしてゐる。又一面事務看守は六名の中より毎日二名宛早出せしめて一般登壇時迄尙一名は退廳時より夜業罷役時迄夜勤務せしめ日曜彙集教誨日に更に一名宛出勤せしめ、終日何れも戒護事務を補助せしめつゝある、それで別に不平等もなく忠實に服務してゐる。

工場夜業戒護看守の配置は工場に依り一名乃至二名を配慮するの外工場外に二三名の巡警を置き、間斷なく巡視させてゐる。休憩補充員は四名に對して一名を當て交代させる。

監督者は當直看守長一名看守部長二名の外に當分の内毎夜典獄は勿論看守長一名看守部長一名罷役還房迄居残り、専ら戒護検査と作業奮勵の衝に當り絶えず監督巡視の方法を採つてゐる。而して不日設備完成して全工場一齊に夜間作業をするやうになつたら、逆も目下の人員では無理で、その時には増員を要請せなければならぬだらう。

試に現今の勤務配當を掲ぐれば、看守の現

作業時間の延長に伴ふ夜間工場作業の状況

員八十八名中看守部長戒護七名同事務三名、看守は戒護専局七十二名同事務六名である、更に之を三部制に區別すれば、

早出日勤	二九名（但外に事務看守一名早出補助）
並出日勤	一名
一晝夜勤務	三二名（但外に居残り事務看守一名夜業罷役迄補助）
計	七二名

早出は起床時十分前出勤在監人夕食罷業點檢後退廳。
並出は普通官廳出勤時十分前出勤工場夜業罷役點檢後退廳（約八時四十分乃至九時に至る）

一晝夜勤務は普通官廳出勤時十分前出勤即並出日勤と同時に出勤翌日普通官廳出勤時後監房検査終了後退廳即ち一晝夜勤務。

早出事務看守は早出日勤と同時出勤一般事務看守出勤時間迄戒護に従事す。
居残り事務看守は退廳時刻より夜間罷業時迄戒護に従事す。

因に部長の勤務は

一晝夜勤務	二名
非番	一名
居残り	一名
早出日勤	一名
並出日勤	五名
計	十名

一晝夜勤務者二名の中一名更持は看守の一晝夜勤務者と同時に出勤退廳す、一名更持は翌日罷業後點檢後迄勤務退廳す。
早出日勤は早出看守と同時出勤退廳す。
並出日勤は五名の中四名は普通官廳出勤時十分前出勤在監人夕食罷業點檢後退廳但事務の部長中非當直者は普通退廳時に退廳す、一名は並出日勤看守と同時に出勤退廳す（即ち夜業罷役點檢終了後）

事務看守部長は交互戒護監督として當直せしむるも事務上の都合により一晝夜勤務に従事せしめることは出來ない、必ず宵持勤務とし翌日は普通出勤時間より普通退廳時迄常務に就かしてゐる。

統計

大正十年九月中入出監並月末在監人員

(△減)

受刑者	入監		出監		現員		前月末日		前年同月		增減
	月	日	月	日	月	日	現在	末日現在	現在	末日現在	
受刑者	四五、二九六	二、八六九	三、二四三	四四、九二二	四九、二九六	四九、二一三	△	三七四	△	四、二九一	
勞務場留置者	二、九一九	二、六二三	二、七〇三	二、八三九	二、九一九	三、〇九四	△	八〇	△	二五五	
總計	四八、三九六	五、七二〇	六、一五六	四七、九六〇	四八、三九六	五二、五二四	△	四三六	△	四、五六四	
男	四六、八一〇	五、四三九	五、八四九	四六、四〇〇	四六、八一〇	五〇、六六三	△	四一〇	△	四、二六三	
女	一、五八六	二八一	三〇七	一、五六〇	一、五八六	一、八六一	△	二六	△	三〇一	
備考	內朝鮮人受刑者男一四六人 刑事被告人男六人 支那人受刑者男二八人 刑事被告人男一人 英人受刑者男一人 來人										

大正十年九月末在監者人員表

縣別	受刑者		刑事被告人		勞務場留置者		乳兒		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
浦前	六六三	一	三	三	一	一	—	—	六八八	—
和橋	七五三	—	—	—	—	—	—	—	七〇一	—
千葉	六六九	—	—	—	—	—	—	—	六七三	—
水戸	六五〇	—	—	—	—	—	—	—	六〇〇	—
宇都宮	五八八	—	—	—	—	—	—	—	五〇〇	—
長野	四七九	—	—	—	—	—	—	—	四三六	—
甲府	三六八	—	—	—	—	—	—	—	三〇〇	—
靜岡	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
名古屋	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
安曇	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
岐阜	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
福井	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
金澤	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
富山	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
新潟	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
福島	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
宮城	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
盛岡	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
青森	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
山形	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
秋田	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
大津	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
京都	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
東京	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
大阪	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
奈良	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
和歌山	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
鳥取	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
島根	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
岡山	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
廣島	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
山口	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
香川	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
高松	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
愛媛	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
高知	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
德島	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
高田	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
前橋	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
浦和	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—
東京總計	一、九三五	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二二	—

統計

年 齡	受 刑 者 計	受 刑 者 數	合		拘		初		累		三 月 以 下	六 月 以 下
			計	刑	留	計	刑	犯	犯	犯		
十八歲未滿	一、一三三	四三、三七六	一、一三三	一、四一四	一、四一四	一、四一四	一、四一四	一、四一四	一、四一四	一、四一四	一、四一四	一、四一四
二十歲未滿	一、八五九	四三、二八八	一、八五九	一、八三三	一、八三三	一、八三三	一、八三三	一、八三三	一、八三三	一、八三三	一、八三三	一、八三三
二十歲以上	四〇、五二六	二六、二二八	四〇、五二六	二六、七三九	二六、七三九	二六、七三九	二六、七三九	二六、七三九	二六、七三九	二六、七三九	二六、七三九	二六、七三九
計	四三、五〇八	一、四〇四	四三、五〇八	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三

大正十年九月末日現在在監受刑者罪名表 (△減)

罪 名	前月末日現在		前年閏月末日現在		前年比較		前年比較	
	男	女	男	女	增	減	增	減
竊盜	二、三、五八二	五七八	二、四、一六〇	二、四、三六二	二、二八二	二、一八二	二、二八二	二、一八二
賭博及ヒ富藏	二、二七四	八	二、二八二	二、二八二	一、六〇三	一、六〇三	一、六〇三	一、六〇三
詐偽及ヒ恐喝	一、五八〇	二三	一、六〇三	一、六〇三	四、八四一	四、八四一	四、八四一	四、八四一
積物ニ關ス	四、七四九	九二	四、八四一	四、八四一	一、九七九	一、九七九	一、九七九	一、九七九
毀棄及ヒ懸匿	一、九〇九	七	四、四三三	四、四三三	四、四三三	四、四三三	四、四三三	四、四三三
通貨偽造	四一七	二六	四、四三三	四、四三三	二、二	二、二	二、二	二、二
文章、有價證券偽造	二、二八	一	一、二六	一、二六	一、二六	一、二六	一、二六	一、二六
計	九、五九	一一二	九、七一	九、八一	九、八一	九、八一	九、八一	九、八一

總計

罪名	總計	前月末日現在	前年閏月末日現在	前年比較	前年比較
印章偽造	二三	二三	二三	二三	二三
偽證及ヒ誣告	三三	三三	三三	三三	三三
偽裝姦淫及ヒ重婚	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇
殺人	二、〇三九	二、〇三九	二、〇三九	二、〇三九	二、〇三九
傷人	二、六四一	二、六四一	二、六四一	二、六四一	二、六四一
墮胎	二二	二二	二二	二二	二二
逮捕及ヒ監禁	一一七	一一七	一一七	一一七	一一七
公務執行妨害	一八	一八	一八	一八	一八
逃走、犯人藏匿及ヒ證憑湮滅	五八	五八	五八	五八	五八
騷擾	二九	二九	二九	二九	二九
放火	四一八	四一八	四一八	四一八	四一八
住居ヲ侵ス	一、二一五	一、二一五	一、二一五	一、二一五	一、二一五
略取及ヒ誘拐	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二
其他	一、七二	一、七二	一、七二	一、七二	一、七二
計	四三、二一八	四三、二一八	四三、二一八	四三、二一八	四三、二一八
陸軍刑法	四六	四六	四六	四六	四六
森林法	六一	六一	六一	六一	六一
兵令	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
郵便及電信法	一五	一五	一五	一五	一五
其他	一六七	一六七	一六七	一六七	一六七
警察犯處罰令	七八	七八	七八	七八	七八
廳府縣令及ヒ警察令	三	三	三	三	三
計	四三、五〇八	四三、五〇八	四三、五〇八	四三、五〇八	四三、五〇八

偶感數則

階級打破の叫び、今日、敢て階級を提唱せんとするは、時代思想の錯誤なりと嘲笑するものなきを保せず。然れども凡そ事物には順序あり、階梯あり、千里の道も歩一歩よりするにあらざれば、達し得ざるの理は、嘲笑者こそ首肯せざるを得べし。

偶感數則

受刑者を階級的に取り扱ふことは是非の論は、今より凡そ二十年前に盡されたり。而して當時階級説勝を制し、多數監獄に於て該制度の實施を見たり。併ながら事も試験的なりしこと、法規の統一するものなかりし爲め、往々常軌を逸するものありたるやに聞く。それかあらぬか問もなく禁止の厄は遣ひ、爾來單調無味なる現在の制度に依りて今日に至るは予の常に願ふ遺憾と爲しつゝある處なり。爲れども近年少年犯罪者に對し又特殊監獄に於て累進法てふ名稱の下に該制度の精神の行はるゝことになりしに聊か慰むる處なきにあらず。

水の腐敗するは陳陳代謝行はれず、沈滞するに存るの理を知らば、現在の如く單調無味

の生活裡に在りて、動もすれば腐敗せんとする普通受刑者の精神に對し、動的階級制度で清涼劑を投じ以て常に清新の氣を漂はしむれば、當に其腐敗を防止するに止まず向上の資となる。蓋し大なるものあるべし。之れ予の一面階級打破の聲を耳にしなから敢て本説を提起する所以なり。

教育的作業の終始

受刑者に對し教育的意味に於て、技術的作業を課す。之れ固より可なり。然れども釋放後再び他に入監したる場合、前監獄に於て手ほどきされたる業に、就く能はざることの多きは遺憾の次第なり。其就く能はざるが爲に引續き習修すること能はず、遂に中途にして折角緒に就きし技術を放棄する者も、亦多しと云ふに至りては更に遺憾の次第なり。

教育的作業の賦課を意義あらしむる爲に、斯の如き者ありたる場合は、前監獄に引取りて引續き其業を課し、奥技を修得せしむることを得るの道の開かれんことを望望して止まざるなり。

行刑の終始

刑は教ふるなりとは先覺者の道破せる處なり。教ふるとは畢竟眞人間たらしむるに在るや固より論なきなり。

刑期に限りあり、然れども其間に眞人間たらしめ得ずして、罪を累れしむるは行刑當局者の一大耻辱たるご同時に、痛恨此上なきことならずや。彼の科刑宜しきを得ず、行刑宜しきを不得と云ふが如き、馮牛角上の争の如きは予は之を是非するを好まざるなり。

觀念の推移

予は如上の意味及び受刑者に對する行刑當局者の體的觀察上に於ける責任觀念の自覺等に受刑者の廉耻上の喚起等の上よりして累犯者は成るべく初犯時止むを得ずんば二犯の時刑を執行したる監獄に於て其刑を執行することせば以て行刑の目的を達成するに庶幾からんか。

井上榮次

通牒欄

監甲第九九四號
大正十年十一月二十四日
司法省監獄局長 山岡萬之助

精神異常其他ノ兇惡囚取扱方注意
件通牒
監獄典獄長

彙報

司法省官制中改正

朕司法省官中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御覽

大正十年十一月十八日

内閣總理大臣 子爵 高橋是清
司法大臣 伯爵 大木蓮吉

聲ヲ發シ粗暴ノ狀態ニ陥リ以テ監内ノ靜肅ヲ害シ秩序ヲ紊ル者アリ斯ル在監者へ取扱ニ關シテ當ニ充分ナル注意ヲ拂ヒ速ニ精神病監其他適當ナル監房ニ拘禁シ適切ナル措置ヲ講スルニ於テハ眞ノ精神病者ニ非サル限り其非ヲ悟ルニ至ルヘキヲ以テ直接其衝ニ當ル職員ニ於テ感情上時ニ苛酷ノ取扱ニ出テ延テ不慮事故ヲ惹起スルコトナキ様致度候近時取扱上ニ就テ刑事事件ノ嫌疑ヲ受ケタル向有之遺憾ニ存候間爲念右及通牒候

勅令第四百四十五號

司法省官制中左ノ通改正ス
第五條ノ二中「及刑ノ執行」ヲ削ル
第六條中第一號ノ前ニ左ノ一號ヲ加ヘ以下順次繰下ク
刑ノ執行ニ關スル事項

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

明治二十六年十月三十日勅令第四百四十三號司法省官制抄録
第五條ノ二 刑事局に於てハ左ノ事務ヲ掌

司法省監獄局長 山岡萬之助
大正十年十二月一日
監獄中

假出獄假出場執行報告書發送方ノ件通牒

假出獄、假出場で申請及執行報告書發送方及通牒置候處爾今標記ノ場合ノ件大正二年八月十五日監甲第九九號ヲ以テ及通牒致置候處爾今標記ノ場合封筒宛名ハ監獄局宛記載成度

三 恩赦及刑ノ執行ニ關スル事項

第六條 監獄局長ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

函館控訴院の移轉

朕大正十年法律等五十一號函館控訴院ノ移轉ニ關スル法律及同年法律第五十二號裁判所管轄區域中改正法律施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御覽

攝政名

大正十年十二月五日

内閣總理大臣 子爵 高橋是清
司法大臣 伯爵 大木遠吉

勅令第四百五十三號
大正十年法律第五十一號及同年法律等五十二號ハ大正十年十二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

●保護廳員養成所修了式

第三回保護廳員養成所は愈來廿一日を以て修了式を奉らるゝこと居りたるが、當日は鈴木會長出席して證書を授與し、講師總代として粟嶋監獄教諭師武田慧宏氏の祝辭演說及講習員總代生田得雄氏の答辭ある筈なり。

因に修了生は大牛歸郷關係保護會のために一層の努力をいたすべく、又新に保護の實務に當るものあるべく目下各方面に交渉中なり

監獄事故

○房扉を切斷し逃走の機會を窺ひつゝあるところを隣房の密告により發見

九月三十日午後七時三十分頃小菅監獄獨房拘禁中の長利期日が、藁表作業用尖鑿様の器具を洗面所の流し石にて鋭く研磨したる上、同月二十八日より根氣強く、監房の扉を切斷

し、敷布を裂きて一丈五尺餘の細繩を作りて懷中し、戒護主任宛に死を賭して逃走を決行する爲の遺書、教務主任及受持看守部長宛挨拶狀を遺し、十分の準備と覺悟を整へ、將に脱出逃走せんとの機會を窺ひつゝあるところを隣房囚の密告により、未遂に發覺したり。其の原因は監房看守の視察不十分と、監房點檢の粗漏なるに在るもの如し。

○窓網鐵線にて房扉を破り逃走

十一月九日午前五時三十分頃山口監獄下關分監拘留監禁中の刑事被告人一名逃走したるも、同十一日逮捕せらる。其の逃走の方法は、八日午前監房點檢後より監房裏窓の鐵網の周圍を止めある鐵線徑七厘長二寸五分を捻ち切り、セメント壁にて研磨し、三ツ目鉋を以て、手拭掛を長サ六寸五分に折りて柄となし房扉羽目板障の部分より、其の柄を左右下部とも突き貫きて取外し、更に鐵線を曲げて合鍵として鎖錠を開きて監房を脱出し、置便器臺を破壊して、コ狀の枠形としたるものを、事務所と拘留監禁の界柵に掛けて、手掛りとして攀登し、柵より家根傳ひに、家根より柵に傳ひて監外に逃走したり。其の原因は當日烈風にて監内騒々しく、取締不十分に陥り、聽覺戒護の不能と、視覺戒護の不徹底に因

るものと認めらる。

○兵兒帯にて斃死

十月七日午前五時四十分頃高知監獄監房内に於て、刑事被告人一名、空氣抜口外側に塵拂の柄に兵兒帯を結び付けたるを、丁字形に引懸け其の端を、環狀として首を挿入し、自然に締め得る如くし縊死を遂げたり。

○足駄にて看守の面部を傷害

十一月八日午後四時二十五分頃松江監獄機織工場に於て、一受刑者が看守の注意に激昂し、看守に肉迫して共に戒護部に到りて、辯明せんことを強要せしにより、看守が之を振り拂ひたる刹那、本受刑者は穿用の足駄を以て、看守の面部を毆打し、五日間伏業を要する傷害を加へたり。

會 報

○表彰金贈與

浦和監獄看守飯山信守氏は本年八月五日逃走受刑者の逮捕に際し、重傷を負ひたるも風せすよく其任務を究了せられたるは司獄官の龜鑑として表彰すべき献身的行動なるを以て

本會はこれに表彰慰勞の意味に於て去十一月二十二日附大木總裁より金壹百五十拾圓を贈與せり。

贈與金

本會々則第十一條第一項第三號乃至第五號に據り故山口監獄看守長曲淵半三郎氏遺族ヨシエ女外四十一名に對し退職贈與金として金十三圓以下の金員を十二月六日付を以て夫々元管轄監獄典獄を経由交付したり。

叙 任

任看守長 看守 三原 金次(長崎) 月俸五十三圓給與 長崎監獄勤務ナ命々
看守長 渡邊誠一郎(新潟) 豐多摩監獄勤務ナ命々
監獄事務官 辻 敬助 青森、函館兩監獄へ出張ナ命々
司法屬 里 誠一 辻事務官出張ニ付隨行ナ命々
東京區裁判所檢事局書記 渡 外三郎 任看守長
給八級俸 栗嶋監獄勤務ナ命々
任看守長 看守 高木 平雄(福岡) 月俸五十七圓給與 福岡監獄勤務ナ命々

依願免本官 監獄醫 岡本 英之(静岡) 參事官附兼務ナ命々 司法屬 渡部 新平 教諭師 河野 純孝(豐多摩) 監獄ノ教誨教育ニ關スル事務ヲ囑託ス 同 教諭師 武田 慧宏(栗嶋) 同上

新年増大號『監獄作業刷新號』豫告

監獄作業の刷新……………監獄事務官 辻 敬助
監獄工場制度の發達に就て……………檢事 正木 亮
監獄に於ける作業問題……………大原 虎夫
監獄の作業化……………井上 榮次
作業と教務との關係……………河野 純孝
米國監獄の作業狀態……………同 武田 慧宏
作業督勵の方法に就て……………同 藤木 法林
未丁年囚の繪畫……………文藝士 寺田 精一
行刑參考資料に就て……………典獄 寺崎 勝治
情願者ノ心理……………檢事 伯水 正英
獨乙刑法法典の改正……………檢事 正木 亮譯
其他趣味ある記事に滿てる新年號をお待ち下さい



りよ谷比日

▽本誌の刷新を企て、より早や一年は経つてしまつたその間これと云ふほどの新味もなくたゞ情性で過ぎて来たことは讀者諸君のお叱りを甘受する次第であるが、事此に至つては舊態を發き玉ばす特にお情める御處分を願ひ奉ること如件。

▽さて改年と共に何か新しいところ、御目通りなせんものと實は折角努力申にて發行日、月の上旬まで致したく趣味と實益とを兼ねて然も俗態にならずこの注文に聊かでも添ひたい心掛。

▽そこで一寸豫告しておいた通り年末の繁忙を知らぬ顔に諸方さまへ御無理を願つた次第で、必ず味のあるものが誌面に表はれることと存じますが、それは出て見れば自家廣告では當てにならぬここに

▽この師走の空に東京は連日に亘つて断水さわぎ。何の天罰かわかられど、まさか○印を湯水の如く使つた覺えもなく、うたゝ閉口頓首再拜だが、さてものは困つて見れば、味ひのわからぬもので、この度こそは懲りましたと山の神たちの御宣誦、市役所のお役人さまも味なことをなされます。しかしもしを正せば先日の強震のため、矢張り地震はこはいものの筆頭なり。

▽編輯室は今や赤インク的全勢時代、十二月號と新年號と輔成會報さが三ツ巴で渦を巻いてゐる仕末この苦勞をお察下さるならば、たさびお讀みづらくとも、せめて頁位は繰つて下されたい。

▽本會員の上に幸福な新年が参りますやうに。

— K 生 —

定規文注	料告廣			表價定		
	一	二	三	一	六	一
▼▼御注文はすべて前金のこと、但送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて振込のこと、御送金に振替を利用せられたし口座は東京貳五〇五九番御注文の際には必ず送附先明記のこと従つて轉居の際には新舊住所を御届下されたい。	五號活字半段	通	一	十二冊(税共)	六冊(税共)	一冊(税共)
	行	頁	頁	金貳圓四拾錢	金壹圓貳拾錢	金貳拾錢
	金	金	金	金	金	金
	壹	五	四	四	四	四
	拾	拾	拾	拾	拾	拾
	四	四	四	四	四	四

明治二十二年二月廿六日第三種郵便物認可
 大正十年十二月十九日印刷納本
 大正十年十二月二十日發行

發行所 東京市牛込區市谷富久町六〇番地
 編輯人 北 島 良 吉
 印刷人 東京市四谷區愛住町二番地
 印刷所 磯 村 政 富
 東京市四谷區愛住町二番地
 東京市四谷區西日比谷町一番地
 電話銀座二三四四
 發行所 監 獄 協 會
 東京市四谷區愛住町二番地
 東京市四谷區愛住町二番地
 東京市四谷區愛住町二番地
 東京市四谷區愛住町二番地

辻監事務官序 田中秀實編著

四六版裝 精美本
定價金壹圓貳拾錢

勝友叢書
第八編

恩愛のたより

日序

本書の成れるのも亦實にこの法悦の賜物であります。私は慈父や愛子の血涙に成れる是等の書翰が同君の法説により一層靈化され在監者の心靈を顫動せしめた實例に接したことが再三でないではありません。今回監獄協會が同君の手に成れる『恩愛のたより』を上梓することになつたのも全く同君の法悦を廣く一般在監者に分ちたいと云ふ趣旨に外ならぬことであらうと考へます。

尙私はこの書翰集を一讀してかやうに愛され且愛することの出来る人達を持つて居る在監者の幸福を悦ぶと同時に在監者の中には全く孤獨頼るなき不幸な人も亦少くないことを悲ますにはゐられないのであります。併しかやうな不幸な人も曾ては同様に恵まれてあり、愛されてあり、或は又未來に於て同様に愛さるゝこととなるのであると云ふことに氣がつくならば、徒に悲むを止め、かやうな幸福な受信人と共にこの書翰集によつて尊き人性の眞實に浸りこれによつて各自の内に潜んでゐる美しい人性をば、より明かに自己の生活の上に引き上げることにして載きたいのであります。

發行所 司法省 監獄協會 電話振替口座三五八二五〇九

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可